



藤枝市
Fujieda City

特定非営利活動法人 (NPO法人)

事務の手引

令和7年6月

藤枝市 市民協働部 市民活動団体支援室

輪起相合

※藤枝市は「わきあいあい輪起相合」をキャッチフレーズに、市民が一緒に(輪)、新しい活動を始め(起)、パートナーとの連携の中で(相)、共に手を取り合い(合)、課題に取り組んでいく「笑顔の絶えない“わきあいあいの藤枝市”を目指しています。

は じ め に

この手引きは、これから特定非営利活動法人（NPO法人）を設立しようと準備している方及び既にNPO法人を運営している方を対象に、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく諸手続の方法、書類の作成の仕方について説明したものです。

Iには特定非営利活動促進法の概要、書類の提出先等について、IIには法人設立の際の留意点、書類の作成例を、III～VIには法人設立後に必要となる諸手続について掲載しています。

この手引きに掲載した様式、作成例は藤枝市ホームページからダウンロードできますので、作成に際してはそちらを御利用ください。

また、この手引きは藤枝市内にのみ事務所がある法人を対象としています。藤枝市外に事務所を持つ法人の諸手続の方法や提出書類は、所轄庁及び所管となるそれぞれの手引きを御利用ください。

なお、市では、NPO法人設立やNPO法に基づく各種手続等に関する相談を、藤枝市市民活動団体支援室及びふじえだ市民活動支援センターで受け付けていますので、是非御利用下さい。

藤枝市 市民協働部 市民活動団体支援室

【様式・作成例のダウンロード】

藤枝市ホームページ (<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/>)

「文化・スポーツ」⇒「市民活動・市政参加」

⇒「特定非営利活動（NPO）法人認証事務」内

【令和7年6月改訂版の主な改訂点】

- 1 特定非営利活動促進法の改正に伴い、禁錮及び懲役が拘禁刑に統一されました。

目 次

I 特定非営利活動促進法の概要

1 法律の目的	1
2 法律の特徴	1
3 「特定非営利活動」とは	1
4 N P O 法人とは	2
5 N P O 法人に関する一般的規定	2
6 法人の管理・運営	3
7 所轄庁による監督等	5
8 罰則	6
9 税制上の扱い	6
10 認定N P O 法人制度	6
11 所轄庁へ提出する申請・届出等一覧	8
12 申請書・届出書等の提出先	9
13 N P O 法人設立相談窓口	10

II 特定非営利活動法人（N P O 法人）の設立

1 法人の認証・法人成立までの流れ	1
2 所轄庁への認証申請	2
3 認証申請の受理、公表、縦覧	3
4 認証・不認証の決定	3
5 法人の成立（法人登記）	3
6 定款の作成にあたって	3
■記載例 特定非営利活動法人設立認証申請書	6
○作成例 定款	7
○作成例 役員名簿	19
○作成例 役員就任承諾・誓約書	20
○作成例 社員名簿	21
○作成例 確認書	22
○作成例 設立趣旨書	23
○作成例 設立総会議事録	24
○作成例 事業計画書	26
○作成例 活動予算書	27
法人設立の際のチェックリスト	29

III 特定非営利活動法人の登記

1 設立の登記	1
---------------	---

2 登記事項に変更があった場合の登記	1
3 その他の登記	2
【参考】静岡地方法務局 商業法人登記の管轄一覧表	2
■記載例 設立登記完了届出書	3
○作成例 財産目録	4

IV 事業報告書等の備置き、作成、閲覧及び提出

1 N P O 法人の情報公開	1
2 事業報告書等の提出	2
■記載例 事業報告書等提出書	3
○作成例 事業報告書	4
○作成例 活動計算書	5
○作成例 貸借対照表	11
○作成例 財産目録	12
○作成例 前事業年度の年間役員名簿	13
○作成例 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	14

V 役員の変更

1 役員変更等の届出	1
■記載例 役員変更等届出書	2
○作成例 役員名簿	4
○作成例 役員就任承諾・誓約書	5

VI 定款の変更

1 変更事項による区分	1
2 定款変更の認証申請	2
3 定款変更の届出	3
4 所轄庁の変更を伴う定款変更	4
■記載例 定款変更認証申請書	5
○作成例 議事録	6
■記載例 定款変更届出書	7
■記載例 定款変更登記事項証明書提出書	8

VII 特定非営利活動法人の合併

◎合併のフロー	1
1 所轄庁への認証申請	2
2 合併の認証	2
3 債権者の保護手続	3

4	合併の登記	3
5	合併登記完了届出書の提出	3
■記載例	合併認証申請書	4
○作成例	議事録	5
■記載例	合併登記完了届出書	6

Ⅷ 特定非営利活動法人の解散

◎解散のフロー	1
1 解散の事由	2
2 所轄庁の認定	2
3 解散の登記・清算人	2
4 清算終了の届出及び残余財産の帰属	3
5 所轄庁への届出	3
6 残余財産譲渡の認証申請	3
■記載例 解散認定申請書	4
■記載例 解散届出書	5
■記載例 清算人就任届出書	6
■記載例 残余財産譲渡認証申請書	7
■記載例 清算終了届出書	8

Ⅸ 参考資料

1	NPO法人に対する税制	1
2	税についての問合せ先	3
<関連法規>		
	特定非営利活動促進法	4
	特定非営利活動促進法施行条例	31
	特定非営利活動促進法施行条例施行細則	36
	組合等登記令（抜粋）	40
	役員親族排除規定に係る親族図（3親等の範囲の確認）	45
	非営利法人制度比較表	46

（注）

■記載例：施行規則で様式を定めている書類で、その記載方法を示しています。

○作成例：規則等で様式を定めていない書類で、その作成例を示したものです。

作成例を参考に、独自の書式で作成していただいても結構です。

I 特定非営利活動促進法の概要

1 法律の目的（法第1条）

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」又は「法」という。）は、「特定非営利活動」を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的としています。

2 法律の特徴

NPO法人を設立するには、所轄庁（5（3）（PI-3）参照）の認証を受けなければなりません。認証とは、一定の行為又は文書の記載が正当な手続きによってなされることを公の機関が確認・証明することであり、許可主義（法定の要件に加え主務官庁の裁量に委ねられている。）と準則主義（要件を法律で定めておき、主務官庁の裁量はない。）の中間的な制度となっています。

また、NPO法成立の背景には、NPO法人に対する行政の監督は、最小限に留め、「NPOは市民自らが監督し、育てていくものだ」という考え方があります。そのため、NPO法人は定款、事業報告書、計算書類等の書類を事務所に備え置き、社員やその他利害関係人からの請求があれば、閲覧させなければならないこととなっており、所轄庁（藤枝市内のみに事務所を置く法人は藤枝市市民活動団体支援室）においてもこれらの書類を公開しています。なお、NPO法人及び所轄庁には「内閣府NPO法人ポータルサイト」（6（5）（PI-4）参照）を活用して積極的な情報の公表に努めるよう求められています。

また、組織運営や実施事業について一定の基準を満たすNPO法人は、所轄庁の認定を受けることにより、当該NPO法人への寄附に税制上の優遇措置が適用される認定・特例認定の制度があります。（10（PI-6）参照）

3 「特定非営利活動」とは（法第2条第1項、別表）

次に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。これは、法律上一般的に用いられる「公益」と同じもので、「社会全体の利益」を意味します。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

- (13) 子どもの健全育成を図る活動
 - (14) 情報化社会の発展を図る活動
 - (15) 科学技術の振興を図る活動
 - (16) 経済活動の活性化を図る活動
 - (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (18) 消費者の保護を図る活動
 - (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- ※静岡県では(20)の活動については、定めていません。

4 NPO法人とは

- (1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の要件のいずれにも該当する団体であつて、所轄庁の認証を受け、登記を行うことにより成立した法人です。(法第2条第2項)

- ・営利を目的としていないこと。

利益を団体の構成員に分配しないということであり、収益事業を行えないということではありません

- ・社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- ・報酬を受ける役員が、役員総数の3分の1以下であること。
- ・活動が宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ・活動が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ・活動が特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

- (2) 認証の基準として、次のような要件があります。(法第12条)

- ・暴力団でないこと。暴力団又はその構成員（構成員でなくなった日から5年を経過していない者を含む）の統制下にある団体でないこと。
- ・10人以上の社員を有すること。

***社員：**社団の構成員という意味で、総会において議決権を持つ者が該当します。雇用する従業員のことではありません。

非営利法人の種類については、特定非営利活動法人のほか、社団法人、財団法人等があります。(P IX-46 非営利法人制度比較表 参照) それぞれの団体の運営に適した法人格の取得を御検討ください。

5 NPO法人に関する一般的規定

- (1) 原則 (法第3条)

NPO法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行ってはならず、また、法人を特定の政党のために利用してはなりません。

- (2) 名称の使用制限 (法第4条)

NPO法人以外の者は、名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を使用する

ことはできません。

(3) 所轄庁（法第9条）

NPO法人の所轄庁は、主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内にのみ所在する場合はその指定都市の長）とされています。

指定都市である、静岡市又は浜松市のみに事務所を置く法人については、静岡市、浜松市が所轄庁となり、これ以外の静岡県内に主たる事務所があるNPO法人の所轄庁は、静岡県となります。

なお、権限移譲市（静岡県より認証・監督等の事務権限の移譲を受けている沼津市、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市）の各市内のみに事務所を置くNPO法人については、当該各市が所管窓口となり、申請書等の提出先名は各市長あてとなります。（事務所が藤枝市内のみにある法人の申請書等の提出先名は、所管市の長である藤枝市長となります。）（各所管窓口の連絡先一覧はP I-9を参照）以上の事務所の所在地による所轄庁、所管窓口の区分を整理すると下表のとおりです。

【 NPO法人の所轄庁 】

区 分		主たる事務所の所在地						
		静岡市	浜松市	沼津市	富士市	磐田市	掛川市	藤枝市
従たる事務所の所在地	な し	静岡市	浜松市	所轄庁としては静岡県ですが、 <u>法人設立などNPO法に基づく各種手続の窓口（所管）は各市となります。（認定・特例認定に係る手続を除く）</u>				静岡県
	主たる事務所と同じ市内のみ							
		上記以外	静岡県					

6 法人の管理・運営

(1) 役員

① 理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。（法第15条）

理事は、業務についてNPO法人を代表します（定款により代表権の制限は可能）。（法第16条）

監事は、そのNPO法人の理事や職員を兼ねることはできません。（法第19条）

② 次の欠格事由に該当する場合は、役員になることはできません。（法第20条）

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の違反により罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・暴力団の構成員等
- ・法第43条の規定により設立の認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、取り消された日から2年を経過しない者
- ・心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの（精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者〔内閣府令第2条の2〕）

③ 役員に含まれる親族等については、役員総数に応じた人数制限があります。(法第21条)

＊ それぞれの役員について、配偶者又は3親等以内の親族（以下「親族等」）は1人までしか含むことができず、かつ、役員とその親族等の合計人数は役員総数の3分の1を超えることができません（即ち、役員総数が5人以下の場合は、親族等は含むことができません）。

④ 理事又は監事のうち、定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。(法第22条)

(2) 総会 （法第14条の2）

NPO法人は、少なくとも年1回以上、通常社員総会を開催しなければなりません。

(3) その他の事業 （法第5条）

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、「その他の事業」（特定非営利活動に係る事業以外の事業で、利益を上げることが目的とした事業や共益的事业などが該当します。）を行うことができますが、その利益は特定非営利活動事業のために使用しなければなりません。

その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。

法人税法上の収益事業に当たる事業であっても、法別表に掲げる分野の活動に該当し公益の増進を目的に行う事業であれば特定非営利活動に係る事業に区分することができます。

(4) 会計の原則 （法第27条）

NPO法人の会計は、以下の原則に従って行わなければなりません。

- ・ 会計簿は、正規の簿記の原則（注）に従って正しく記帳すること。
- ・ 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて法人の活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- ・ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（注）正規の簿記の原則とは、①取引に関して検証可能な証拠に基づいて記帳されていること。

②記録・計算が正確に行われ、体系的に整然と記帳されていること。③法人のすべての活動が網羅的に記帳されていること。

(5) 事業報告書等の作成、備置き、提出、公開 （法第28条、第29条、第30条）

① NPO法人は、事業報告書等を毎事業年度初めの3か月以内に作成し、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで全ての事務所に備え置かなければなりません。

＊平成29年4月1日以降に開始する事業年度に関する書類から適用。それ以前の事業年度に関する書類については作成の日から翌々事業年度の末日まで。

② NPO法人は、最新の役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）をすべての事務所に備え置かなければなりません。

③ NPO法人は、事業報告書等、役員名簿及び定款等を、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。

④ NPO法人は、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。

*** 藤枝市の場合、提出期限は、事業年度初めの3か月を経過した日から1週間以内です。**

⑤ 所轄庁は、請求があった場合、これらの書類を閲覧又は謄写させなければなりません。

*PI-9に記載した所管窓口（藤枝市にのみ事務所を有するNPO法人については、藤枝市市民活動団体支援室）で閲覧・謄写することができます。また、内閣府のホームページ（内閣府NPO法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp>）では静岡県及び他の所轄庁のNPO法人の定款や事業報告書等を閲覧・ダウンロードすることができます。

(6) 定款変更（法第25条・第26条）

定款を変更するには、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません。この議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。（ただし、定款に特別な定めがある場合には、この限りではありません。）

定款の変更には社員総会での議決後、所轄庁の認証が必要な事項と所轄庁への届出でよい事項があります。認証と届出が混在する場合は認証申請に一本化して申請することも可能です。（詳細は、PVI-1を参照してください。）

(7) 解散（法第31条～第32条の8）

NPO法人は、以下の事由により解散します。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能（所轄庁の認定が必要）
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 設立認証の取消し

⑤、⑥以外の事由による解散法人の残余財産は、定款で定めた者に帰属します。定款に定めがない場合、清算人は所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができます。

(8) 合併（法第33条～第39条）

NPO法人は、他のNPO法人と合併することができます。手続としては、社員総会の議決を経て、所轄庁の認証を受け、更に債権者保護手続きを経て登記をすることが必要です。

合併によりNPO法人を設立する場合は、定款の作成その他法人の設立に関する事務は、それぞれの法人において選任した者が共同して行わなければなりません。

7 所轄庁による監督等（法第41条～第43条の3）

- (1) NPO法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときには、所轄庁はそのNPO法人に対し、業務や財産の状況の報告を求めたり、立ち入り検査を行うことができます。
- (2) NPO法人がNPO法上の要件を満たさなくなったと認める場合や、法令違反、定款違反などが認められるときには、所轄庁はその法人に対して、その改善のために必要な措置を採るべきことを命令することができます。

- (3) この改善命令に違反し、他の方法では監督の目的を達成できない場合や、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない場合には、所轄庁は聴聞を経て、設立の認証を取り消すことができます。
- (4) 所轄庁は、NPO法人が暴力団及び暴力団の構成員等の統制下にある団体及び役員が暴力団の構成員等であると疑わしいと認められる場合には、県警察本部長に対して意見を聴くことができます。
- (5) 県警本部長は、NPO法人が、暴力団及び暴力団の構成員等の統制下にある団体及び役員が暴力団の構成員等であると疑わしいと認められる相当な理由がある場合には所轄庁に意見を述べることであります。

8 罰則（法第77条～第81条）

前項の(2)に記載した改善命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処するとしています。

その他、この法律に定められた書類の作成、備置き、提出等を怠ったり、不実の記載をしたり、報告を行わなかったり、虚偽の報告をした場合などには、NPO法人の理事、監事又は清算人は20万円以下の過料に処するとしています。

9 税制上の扱い（法第70条）

NPO法人は、法人税法上「公益法人等」とみなされ、法人税法施行令に規定された34業種の収益事業に対してのみ課税されます。

収益事業か非収益事業かの区分は、特定非営利活動と「その他の事業」の区分とは一致しないため、特定非営利活動であっても、法人税法上では収益事業となる場合がありますので御注意ください。

また、地方税である法人事業税、法人県（市町）民税法人税割も、法人税法上の収益事業に対して課税されます。法人県（市町）民税均等割は収益の有無にかかわらず、法人の存在そのものに課税されます。ただし、静岡県では収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税均等割を減免しており、藤枝市を含む県内すべての市町においても法人市町民税均等割の減免を行っています。（法人県民税については最寄りの県財務事務所に、法人市町民税については市町の税務担当課にお尋ねください。IX-3参照）

これ以外に、資産の譲渡、貸付、サービスの提供に対して課せられる消費税がありますが、課税期間に係る基準期間（前々事業年度）の課税売上が1,000万円以下の場合は、納税義務が免除されます。

10 認定NPO法人制度（法第44条～第69条）

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することにつき、一定の要件を満たすものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます。

市民や企業からNPO法人への寄附を促すことでNPO活動を支援することを目的として設けられた制度で、認定NPO法人に対し寄附をした個人、法人に対する所得税、法人税の特例措置や、「みなし寄附金制度」などの特例措置があります。また、平成24年4月の法改正で、設立後間もない財政基盤が脆弱なNPO法人をスタートアップ支援するための仮認定制度（平成29年4月1日以降は特例認定に名称変更）も創設されました。

認定の有効期間は5年間で、特例認定の有効期間は3年間です。

主な認定要件は次のとおりです。

- ・ 広く一般からの支持（寄附）を受けていること（パブリック・サポート・テストが一定基準以上であることなどで判定します。実績判定期間は直前に終了した年度以前の5事業年度分ですが、新規の申請の場合は2事業年度分となります。）
- ・ 共益的活動の割合が50%未満であること
- ・ 運営組織と経理が適切であること
- ・ 事業活動の内容が適正であること
- ・ 情報公開を適切に行っていること
- ・ 法令違反、不正行為その他公益に反する事実がないこと
- ・ 設立の日から1年を超える期間が経過していること
- ・ 欠格事由に該当しないこと

＊詳細は県ホームページ（ふじのくにNPO <https://www.npo-fujinokuni.jp>）に掲載している「認定特定非営利活動法人事務の手引」をご覧ください。また、認定・特例認定取得についての御相談等は、ふじのくにNPO活動支援センター（P I -10 参照）にお問い合わせください。

11 所轄庁へ提出する申請・届出等一覧

様式	申請書・届出書等	時 期		手引き頁
1	特定非営利活動法人設立認証申請書 (第1号様式)	法人の設立	事前	II-2, 6
2	設立登記完了届出書 (第5号様式)	法人設立の登記	登記後遅滞なく	III-1, 3
3	役員変更等届出書 (第6号様式)	役員の氏名・住所(居所)の変更	変更後遅滞なく	V-1, 2
4	定款変更認証申請書 (第7号様式)	法第25条第3項に定める事項	事前	VI-2, 5
5	定款変更届出書 (第10号様式)	認証以外の定款変更	変更後遅滞なく	VI-3, 7
6	定款変更登記事項証明書提出書 (第11号様式)	定款変更の登記	登記後遅滞なく	VI-2, 3, 8
7	事業報告書等提出書 (第12号様式)	毎事業年度	年度終了後3か月 + 1週間	IV-2, 3
8	解散認定申請書 (第13号様式)	目的とする特定非営利活動 に係る事業の成功の不能	事前	VIII-2, 4
9	解散届出書 (第16号様式)	解散	解散後遅滞なく	VIII-3, 5
10	残余財産譲渡認証申請書 (第17号様式)	残余財産に関する規定がないとき	解散時	VIII-3, 7
11	合併認証申請書 (第20号様式)	合併	事前	VII-2, 4
12	合併登記完了届出書 (第23号様式)	合併の登記	登記後遅滞なく	VII-3, 6
13	清算人就任届出書 (第24号様式)	清算中の清算人の就任	清算人登記後	VIII-3, 6
14	清算結了届出書 (第25号様式)	清算の結了	清算結了の登記後	VIII-3, 8

12 申請書・届出書等の提出先

静岡県	くらし・環境部県民生活局県民生活課協働推進班 〒420-8601 静岡市葵区追手町9 - 6 県庁西館6階 TEL 054-221-3726 FAX 054-221-2642 E-MAIL : npo@pref.shizuoka.lg.jp URL : https://www.npo-fujinokuni.jp/
以下の各市内にのみ事務所を置く法人の申請書・届出書等の提出先	
静岡市	市民局市民自治推進課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5 - 1 TEL 054-221-1372 FAX 054-221-1538 E-MAIL : shiminjichi@city.shizuoka.lg.jp URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_002180.html
浜松市	市民部市民協働・地域政策課 〒430-8652 浜松市中区元城町103 - 2 TEL 053-457-2094 FAX 053-457-2750 E-MAIL : shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp URL : http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminkyodo/civil/npo/index.html
沼津市	企画部地域自治課 〒410-8601 沼津市御幸町16 - 1 TEL 055-934-4807 FAX 055-931-2606 E-MAIL : kyodo@city.numazu.lg.jp URL : https://www.city.numazu.shizuoka.jp/business/oyakudachi/npo/index.html
富士市	市民部市民活躍・男女共同参画課 〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地 TEL 0545-55-2701 FAX 0545-53-6663 E-MAIL : si-kyoudou@div.city.fuji.shizuoka.jp URL : https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c0904/fmervo00000012ex.html
磐田市	自治市民部地域づくり応援課 〒438-8650 静岡県磐田市国府台3 - 1 TEL 0538-37-4811 FAX 0538-32-2353 E-mail : chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp URL : https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kurashi_tetsuzuki/chiiki_kouryuu/kyoudou_machizukuri/1001689/index.html
掛川市	協働環境部生涯学習協働推進課 〒436-8650 掛川市長谷1丁目1 - 1 TEL 0537-21-1129 FAX 0537-21-1165 E-MAIL : kyodo@city.kakegawa.shizuoka.jp http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/life/shiminisanka/siminkatudou/npohoujin_top.html
藤枝市	市民協働部市民活動団体支援室 〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1 - 11 - 1 TEL 054-643-3274 FAX 054-643-3327 E-mail : siminkatsudo@city.fujieda.shizuoka.jp URL : https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/bunka/shiminkatsudo/npo/1500447121868.html

13 NPO法人相談窓口

名 称	所在地等	電話・FAX
藤枝市役所 市民活動団体支援室	〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市役所東館4階	TEL 054-643-3274 FAX 054-643-3327
	E-MAIL : siminkatsudo@city.fujieda.shizuoka.jp	
ふじえだ市民活動 支援センター	〒426-0034 藤枝市駅前2-1-5 藤枝市文化センター2階	TEL 054-646-3555 FAX 054-639-5334
	E-MAIL : f-pyua@cy.tnc.ne.jp	
ふじのくにNPO 活動支援センター	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階	TEL 054-260-7601 FAX 054-260-7603
	E-MAIL : fnc@shizuokafund.org	

II 特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立

1 法人の認証・法人成立までの流れ

設立総会に向けた準備

定款案等の申請に必要な書類の作成

※ 設立総会の開催前に相談窓口（PI-10 参照）で相談を行うことをおすすめします。

（設立総会開催後（申請後）に、定款や事業計画書等を修正する場合、再度、総会を開催する必要がある場合があります。）

設立総会（設立発起人）

設立に必要な書類等について承認

10 人以上の社員、3 人以上の理事、1 人以上の監事を定めるなど

申請前に法人設立の際のチェックリスト（PII-29 参照）で御確認ください。

法人設立認証の申請

（申請先）藤枝市内のみに事務所を設置する場合は、

藤枝市市民活動団体支援室へ提出

（PI-9 参照）

インターネット公表・縦 覧

※インターネット公表は申請のあった日から認証又は不認証の決定の日まで

※縦覧は 2 週間

インターネット公表：名称、申請のあった年月日

特定添付書類（定款、役員名簿、設立趣旨書

設立当初の事業年度及び翌年度の事業計画書、活動予算書）

縦覧：提出先において、特定添付書類（定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌年度の事業計画書、活動予算書）を一般に公開

審 査

縦覧後 2 か月以内

書面審査

認 証

不認証の場合は理由を付して通知

2 週間以内

法務局へ登記申請

認証後 2 週間以内に登記（PIII-1 参照）

登記完了→NPO 法人の成立

設立登記完了の届出

県財務事務所及び市町税務担当課へ法人設立等届出書の提出

法人が行う

*詳細は、各担当行政庁へお問い合わせください。

2 所轄庁への認証申請

(1) 認証申請の前に

NPO法人の認証を受けるには、法で定められた要件を満たしていなければなりませんので、まず、法人設立の際のチェックリスト（PⅡ-29 参照）で御確認ください。

NPO法人を設立するにあたっては、社員（会員）の募集、定款の作成、設立総会の開催等の手続が必要です。藤枝市市民活動団体支援室、ふじえだ市民活動支援センター（PⅠ-10 参照）において設立に係る相談を受け付けておりますので、設立総会の前に提出書類の原案を作成し、これらの相談を受けることをお勧めします（申請後の定款等の修正には、再度、総会開催が必要な場合があります。）。

(2) 認証申請書類の作成・提出

次の書類を作成の上、藤枝市市民活動団体支援室に提出してください。

①特定非営利活動法人設立認証申請書は、規則に定められた様式のため、PⅡ-6 の記載例に則して作成してください。②定款～⑪活動予算書は作成例を掲載しましたので、これを参考に作成してください。特に定款、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書は、設立する法人の設立に至る経緯や、運営方法、今後の運営方針等を検討の上、法人に合った内容で作成してください。

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	特定非営利活動法人設立認証申請書（第1号様式）	1	Ⅱ-6
②	定款	1	Ⅱ-7
③	役員名簿（氏名、住所又は居所、報酬の有無を記載）	1	Ⅱ-19
④	各役員が <u>特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと*</u> 及び <u>同法第21条の規定に違反しないこと**</u> を誓約し、並びに就任を承諾する書面の写し	1	Ⅱ-20
⑤	役員の住所又は居所を証する書面（申請日前から6か月以内に作成されたもの）	1	
⑥	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	1	Ⅱ-21
⑦	<u>特定非営利活動促進法第2条第2項第2号*</u> 及び <u>第12条第1項第3号**</u> に該当することを確認したことを示す書面	1	Ⅱ-22
⑧	設立趣旨書	1	Ⅱ-23
⑨	設立についての意思決定を証する議事録の写し	1	Ⅱ-24
⑩	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	1	Ⅱ-26
⑪	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	1	Ⅱ-27

④：*役員の欠格事由に該当しないこと**役員の親族等の排除規定に違反しないこと（PⅠ-3 参照）

⑤：住民票の写し（市町から交付された原本。マイナンバーの記載のないもの。コピー不可）

*住民基本台帳法の適用に該当しないものである場合は、当該役員の住所又は居所を証する官公署が交付する書面（外国語で作成された書面の場合は、翻訳者を明らかにした訳文を添付）

⑥：法人の場合は、氏名の欄にその名称及び代表者の氏名、住所又は居所の欄に主たる事務所の所在地を記載する

⑦：*宗教、政治活動を主たる目的とせず、特定の公職の候補者、公職にある者又は政党の推薦、支持、反対を目的とするものでないこと**暴力団でないこと、暴力団又はその構成員の統制下にないこと

3 認証申請の受理、公表、縦覧

提出書類に不備がなければ、申請は受理されます。申請の受理後、申請があった旨及び申請のあった年月日並びに以下の書類をインターネット公表するとともに、受理の日から2週間、以下の書類を一般の縦覧に供します。

(インターネット公表及び縦覧書類)

①定款

②役員名簿

(氏名、報酬の有無を記載。個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)

③設立趣旨書

④設立初年度及び翌年度の事業計画書

⑤設立初年度及び翌年度の活動予算書

※市では市民活動団体支援室で行っています。

認証申請受理後、書類に不備等が認められた場合には申請を取り下げいただくか不認証となる場合があります。(申請書を受理した日から、1週間に満たない場合、内容の同一性を失わないものであり、かつ、明白な誤記又は記載漏れに係る不備に限り補正することができます。)

4 認証・不認証の決定

2週間の縦覧期間の満了後、書面審査を行い、2か月以内に認証・不認証の決定が行われます。

NPO法に定められた要件(PⅡ-29のチェックリストの各項目など)を満たしていれば、認証が行われます。不認証の決定をした場合は、速やかにその理由を付して通知します。

5 法人の成立(法人登記)

認証通知の交付を受けたら、2週間以内に法務局で登記を行ってください。これにより、NPO法人が成立します。

※登記については、「Ⅲ特定非営利活動法人の登記」を御覧ください。法人の設立登記を行ったら、遅滞なく「設立登記完了届出書」を提出してください。

併せて、県財務事務所及び市町税務担当課へ「法人設立等届出書」を提出してください。

6 定款の作成にあたって

定款は、当該法人の目的、組織、業務執行等に関する基本規則を記載したもので、法人内部の規範として役員、社員、機関(総会、理事会等)及び法人の構成員全員を拘束するという効力を有するものです。

また、民法第34条で「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」とされており、法人が活動するための基本ルールとして非常に重要な働きをします。

(1) 必要な記載事項

定款の記載事項については、法第11条で必ず記載しなければならない事項を次のとおり定めています。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の（従たる）事務所の所在地
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項
- ⑨ 会計に関する事項
- ⑩ 事業年度
- ⑪ その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑫ 解散に関する事項
- ⑬ 定款の変更にに関する事項
- ⑭ 公告の方法

また、法令で定めている原則とは別の特別要件等を定める場合も定款に記載することが必要です。例えば、定款の変更の議決についても法第 25 条では、「社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではない。」としています。この「定款に特別の定めがある」がこれに該当します。

(2) 定款の作成ポイント

NPO法では、「定款の内容が法令の規定に適合していると認められる」ことが認証の基準の一つとなっています。定款を作るときのポイントとして次のようなことがあげられます。

① 法律上の要件に適合していること

① 法律上の要件に適合していること

前項（1）の必要記載事項が全て記載されているか、NPO法やその他の法令に適合しているか十分確認してください。

② 団体の目的や事業の内容が明確となっていること

団体の活動がどのように社会の利益につながるのかが分かるよう、活動の対象や実施する事業の内容、効果等について具体的かつ明確に記載してください。

③ 団体の運営ルールが明確になっていること

法人の円滑な運営のため、どのようなルールを定め明文化しておく必要があるか十分に検討してください。またNPO法で規定している事項については重ねて定款に記載する必要はありませんが、運営ルールの明確化の観点から敢えて記載しておくということも可能です。

④ 外部への情報開示に耐えられること

定款は、一般市民が閲覧することができる書類の一つです。法人の目的や組織の構成、社員資格の得喪の条件などからその法人の信頼性や事業内容・運営方法の良否等が判断されることから、誰が見てもわかりやすい表現や構成とすることが重要となります。

⑤ 組織や活動の柔軟性を失わないこと

（1）の必要な記載事項以外に定款で何をどのように規定するかは、法人の意思に委ねられています。定款の変更は総会の議決事項となるため、組織の運営ルールのうち最低限必要な事項

を定款で定め、機動的な運営ができるようその他の事項は理事会や規則に委ねるという考え方もあります。ルール of 厳格な運用と組織や活動の柔軟性とのバランスを検討してください。

⑥ 定款変更認証には、設立申請と同様の手続が必要となることを想定すること

定款に定める事項のうち認証が必要な事項を変更する場合は設立の際と同様に所轄庁へ変更の認証申請を行う必要があります。この場合、申請が受理された後、認証を受けるまで最長2か月半の期間を要することとなるため、法人の運営方針や事業スケジュールなどを踏まえ、余裕を持って手続きを行うよう留意してください。※定款変更には、認証が必要な事項と届出で足りる事項があります。(PVI-1 参照)

PⅡ-7 から定款の作成例を掲載しますが、NPO法人の活動は、その内容も、運営方法も、法人を取り巻く環境も様々ですので、この例を参考に自分たちの活動や団体の状況にあった定款を作成してください。

(3) 定款作成に当たっての注意事項

特に誤りの多い以下の事項に注意し、音読や複数人でのチェックにより十分確認を行ってください。

- ① NPO法に規定された必要記載事項のもれはないか。
- ② 引用条文（「第○条の規定にかかわらず…」）や、総会、理事会の権能等に矛盾がないか。
- ③ 誤字・脱字はないか。また第○章、第○条、1、（1）…などの数字に重複や欠落はないか。
- ④ 「て」「に」「を」「は」等の助詞に誤りがないか。

※市ホームページからダウンロードしてください。

特定非営利活動法人設立認証申請書

令和 ○年 ○月 ○日

藤枝市長 宛

申請者 住所又は居所 氏 名 藤枝市〇〇町〇番〇号
電 話 番 号 〇〇 〇〇
E - m a i l 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇.〇〇〇〇〇@〇〇.jp

1	特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
2	特定非営利活動法人の代表者の氏名	〇〇 〇〇
3	主たる事務所の所在地	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
4	その他の事務所の所在地	藤枝市△△町△丁目△番△号

なければ「なし」と記載

[illegible]

定款に記載されている目的を条文どおり記載

(1) ○○○○を図る活動
(2) ○○○○を図る活動

定款に記載されている活動の種類を条文どおり記載

省 略

PII-2、3 提出書類を参照

II-6

定款の記載例

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)

(2)

⋮

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 〇〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇〇事業

⋮

(2) その他の事業

① △△△△△事業

＜第 条＞と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項である。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項である。

＜第1条＞…必要的記載事項（法11①二）

＜第2条＞…必要的記載事項（法11①四）

注：「主たる事務所」と「その他の事務所（＝従たる事務所）」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画まででよく、それ以下の住所は任意的記載事項である。

＜第3条＞…必要的記載事項（法11①一）

注：特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要がある。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

＜第4条＞…必要的記載事項（法11①三）

注：法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する（複数の種類の選択も可能）。

＜第5条＞…必要的記載事項（法11①三及び十一）

参考：法5

注1：第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2：「その他の事業」を行わない場

② △△△△△事業
⋮

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

⋮

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

合は、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注3：「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

注4：許認可が必要な事業については、関係機関に記載内容を事前に確認することが望ましい。

参考：第2項…法5①

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11①五）

参考：法2②ーイ

<第6条>

注1：ここである「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

<第7条>

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ。）。正会員以外については任意的記載事項。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。（法2②ーイ）

<第8条>

注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

(会員の資格の喪失)
第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

(退会)
第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)
第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)
第12条 この法人に次の役員を置く。
(1) 理事 ○○人
(2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

(選任等)
第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

<第9条>

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

<第10条>

注：退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第4章>…役員に関する事項は必要的記載事項（法11①六）

<第12条>

注1：第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない（法15）。
注2：「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできる。
注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第13条>

注1：第1項…総会以外で役員を選任することも可能。
注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる（法21）。

参考：第4項…法19

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この

<第14条>

注1：第1項・第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、その旨を明記することが望ましい。なお、理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。(法16)。

注2：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第5項…法18

注3：監事は代表権を有しない。

<第15条>

注1：第1項…必要的記載事項(法24①(役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。))

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第13条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法24②の規定に基づき、任期延長規定を置くことができる。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を延長することはできない。

<第16条>

参考：法22

<第17条>

注：役員の解任は総会の議決の他、理

場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第18条>

参考：第1項…法2②一口

注：第3項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第5章>…会議に関する事項は必要的記載事項(法11①七)

<第20条>

参考：法14の2及び法14の3

<第22条>

注：定款で理事会等に委任しているものの以外はすべて総会の議決事項(法14の5)。

なお、法定の総会議決事項(定款変更、解散及び合併)以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる(第31条参照)。

<第23条>

注1：第1項…少なくとも年1回通常総会を開催する必要がある(法14の2)。

参考：第2項第1号…法14の3①

注2：第2項第2号…社員総数の5分の1以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能(法14の3②)

(招集)
第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)
第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)
第26条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)
第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)
第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議

<第24条>

注：第3項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の5日前までに行われなければならない(法14の4)。

<第26条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である(法25②)。

<第27条>

参考：第1項…法14の6

注：第3項…書面以外に電磁的記録(規則2)による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる(法14の9①)。

(電磁的記録とは、電子的、磁気的方式で作成された記録。例えば、電子ファイルなどがこれに該当する(規則2)。)

<第28条>

参考：第1項及び第2項…法14の7

注：書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる(法14の7③)。(電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法等。例えば、電子メールなどがこれに該当する(法規1)。)受け取る側が内容を紙媒体で打ち出すことができるもの。

参考：第4項…法14の8

<第29条>

注：第2項…署名押印、記名押印、署名、記名のいずれの規定も可能。ただし、登記手続で議事録を使用するときは、当該議事録の作成前に、議事録への押印の必要性等について、管轄の法務局に確認することが望ましい。

事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも【 】日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事全員の同意を得てこの期間を短縮することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事

<第6章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法11①七）

<第31条>

注：総会の権能と整合性をとる（第22条参照）。

<第35条>

- は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)
- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

- (資産の構成)
- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄附金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益
(資産の区分)
- 第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

- (資産の管理)
- 第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
- (会計の原則)
- 第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

参考：第2項…法17

<第37条>

注：第2項…署名押印、記名押印、署名、記名のいずれの規定も可能。
ただし、登記手続で議事録を使用するときは、当該議事録の作成前に、議事録への押印の必要性等について、管轄の法務局に確認することが望ましい。

<第7章>…必要的記載事項(法11①八及び九)

<第38条>

<第39条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は以下のように記載。

例：この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

<第40条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第41条>

注：「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない

<第42条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は以下のように記載。

例：この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

<第43条～第45条及び第48条>

注：平成15年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されている（法27一）。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

<第44条>

注：本条の規定は、予算の決定を総会の権能としている法人において、何らかの事情によりすぐに総会が開催できないなどの場合を想定して理事会の決議で当面の収益費用を講じることができるようにするためのものであり、予算の決定を理事会の権能としている法人については記載を要しない。

<第47条>…必要的記載事項（法11①十）

<第8章>…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項（法11①十二及び十三）

<第49条>

参考：法25

注1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分

い。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)
- ⋮

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。

の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となる。

注2：法25③に規定する以外の事項は、事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）（第2条参照）、役員の定数に関する事項（第12条参照）、資産に関する事項（第7章参照）、会計に関する事項（第7章参照）、事業年度（第47条参照）、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項（第8章参照）、公告の方法（第9章参照）をいう。

<第50条>

参考：第1項…法31①

第1号…法31①一

第2号…法31①三

第3号…法31①四

第4号…法31①五

第5号…法31①六

第6号…法31①七

第7号以下…法31①二（定款で定めた解散事由の発生）

注：第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる（法31の2）。

参考：第3項…法31②

<第51条>

参考：法11③、法32

注1：【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない（法11③）。

注2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる（法32②③）。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇】に掲載して行う。

【下線部のただし書きの記載例】

①官報に掲載する場合

→「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。」

②日刊新聞紙に掲載する場合

→「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇新聞に掲載して行う。」

③電子公告とする場合

(法人のホームページ)

→「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」

(内閣府NPO法人ポータルサイト)

→「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。」

※事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても定める場合

→「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇新聞に掲載して行う。」

④主たる事務所の公衆の見やすい場所へ掲示する場合

→「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」

<第52条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要（法第34条）。

<第9章>…必要的記載事項（法11①十四）

<第53条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2：官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法31の10④）

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法31の12④）

注3：法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要がある。（法28の2）

①官報に掲載

②日刊新聞紙に掲載

③電子公告

④主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示

注4：電子公告の場合、「法人のホームページ」「内閣府NPO法人ポータルサイト」等公告する媒体を特定しなければならない。

注5：複数の手段を重ねて記載することはできるが、「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため認められない。

注6：掲載期間等については、官報、日刊新聞紙に掲載する場合は掲載

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

⋮

監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

⋮

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 正会員入会金 | 〇〇〇円 |
| 正会員会費 | □□□円（1年間分） |
| (2) 賛助会員入会金 | △△△円 |
| 賛助会員会費 | ▽▽▽円（1年間分） |

回数は1度、貸借対照表の要旨で足りる。電子公告の場合は作成の日から起算して5年経過した日を含む事業年度の末日までの間継続して掲載する。法人の主たる事務所に掲示する場合は1年間掲示する。

<附則>

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2：第2項…必要的記載事項（法11②）

役員名簿の記載内容と一致させる。

注3：第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておく、法人運営に支障をきたすおそれが少ない（第15条注2参照）。

注4 第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

【法人設立後、定款変更した場合の改正附則の記載例】

附 則

この定款は、○年○月○日から施行する。 ←変更1回目

附 則

この定款は、△年△月△日から施行する。 ←変更2回目

注1：前の附則は削除せず、定款変更の都度、新しい附則を追加。

注2：設立当初の附則の記載内容は、定款変更をした場合も、上書き修正しない。

役員名簿作成例

役員名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○		
--------------	----------------	--	--

住民票の表記どおりに正確に記載してください。

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号	有 ・ 無
副理事長	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号	有 ・ 無
理 事	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号	有 ・ 無
理 事	氏名、住所は、住民票の表記どおりに正確に記載してください。 ※新字・旧字・異体字 高 崎 恵 ⇔ 高 崎 恵 ※地番・住居表示 ○丁目△番地◇ ⇔ ○丁目△番◇号 ※集合住宅 コーポ葵 101 号 ⇔ コーポ葵 101 号室		・ 無
理 事			・ 無
理 事			・ 無
監 事	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番地の○	有 ・ 無
監 事	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号	有 ・ 無

- ＊ 1 役職名の欄には、理事長、副理事長、理事、監事等の職名を記載する。
 理事は3人以上、監事は1人以上置かなければならない。
- 2 報酬の有無は、各役員について該当項目を○で囲む。
 報酬を受ける者は役員総数の1／3以内であること。
- 3 氏名及び住所又は居所の記載は、住民票の表記と同じとする。

役員就任承諾及び誓約に関する書面の作成例

役員就任承諾・誓約書

役員が選任された総会（理事会）
開催日以降～就任日
（設立時は設立総会開催日以降）

令和 ○年 ○月 ○日

特定非営利活動法人 ○○○○
設立代表者 ○○ ○○ 様

新任となる役員が提出する（設立時は理事、監事全員）
押印の有無は法人の判断による。

役員変更等届出書に添付する際は、法人の
「代表者」又は「法人」あてとする。

住所又は居所 ○○市○○町○番○号
氏 名 ○○ ○○

私は、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないこと
を誓約し、並びに特定非営利活動法人○○○○○○○の { 理事 } に就任することを承諾します。
{ 監事 }

理事か監事のいずれかを記載
理事長、副理事長は、理事と記載

＊特定非営利活動促進法

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を
経過しない者
- (3) この法律若しくは第 32 条の 7 項及び第 32 条の 7 項第 4 号（第 204 条第 1 項第 2 号）に規定する暴力行為等処罰
は暴力行為等処罰に処せられ、その執行を
せられ、その執行を
（4）暴力団の構成員等
（5）第 43 条の規定に
の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者
- (6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

氏名、住所は、住民票の表記どおりに正確に記載してください。

※新字・旧字・異体字 高 崎 恵 ⇔ 高 崎 恵

※地番・住居表示 ○丁目△番地◇ ⇔ ○丁目△番◇号

※集合住宅 コーポ葵 101 号 ⇔ コーポ葵 101 号室

第 21 条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を
超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超え
て含まれることになってはならない。

＊特定非営利活動促進法施行規則

第 2 条の 2 法第 20 条第 6 号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務
を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

＜NPO 法第 21 条関係＞

（役員総数 5 人以下の場合）配偶者もしくは 3 親等以内の親族は含まれることになってはならない。
（役員総数 6 人以上の場合）配偶者もしくは 3 親等以内の親族は、それぞれの役員について、自分以外
の役員が 1 人まで含まれてよい。

＊ 設立時は理事及び監事全員（設立代表者を含む）が提出すること。

＊ 正本は登記の際に必要なため、申請時には写しを提出すること。

社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面の作成例

社 員 名 簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
--------------	----------------

No.	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
2	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
3	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
4	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
5	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
6	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
7	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
8	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
9	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
10	(株) 〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号

- * 1 社員が 10 人以上いることを確認するための書面であるため、社員全員の記載は不要。
- 2 法人の場合は、氏名の欄にその名称及び代表者の氏名を、住所又は居所の欄に主たる事務所の所在地を記載する。
- * 「社員」とは社団の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者のことです。

本名簿も含めて公開書類となりますので、電話番号等の不要な個人情報に記載しないでください！（記載が必要な事項は氏名、住所のみです）

確認書作成例

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを、令和年〇月〇日に開催された設立総会において確認しました。

* 特定非営利活動促進法

第2条第2項第2号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

第12条第1項第3号

当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
- ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

設立総会開催日以降
の日付

令和 〇年 〇月 〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所・・・・・・・・

氏 名 〇〇 〇〇

設立趣旨書作成例

特定非営利活動法人 ○○○○○○ 設立趣旨書

市民の方がわかるように記載してください。

1 趣 旨

◎会を立ち上げることになった社会的な要因や背景、解決すべき問題点等を記述

◎上記をうけて、会の設立や活動内容（こういった活動をしてきたか、今後はこういった活動をするつもりか）等を記述

◎なぜ、特定非営利活動法人化が必要なのか、任意団体での活動の限界性や法人化の必要性等を記述

◎上記から法人化によって、さらにどのような社会貢献活動ができるのか、法人化による発展の展望等を記述

2 申請に至るまでの経過

○年○月 任意団体○○○○○設立

○年○月 ○○○作業所を開設

○年○月 特定非営利活動法人化のための勉強会開催

○年○月 発起人会開催

○年○月 設立総会開催

経緯を時系列的に記載

設立総会開催日以降の日付

令和 ○年 ○月 ○日

特定非営利活動法人○○○○○○

設立代表者 氏 名 ○○ ○○

設立総会議事録作成例

特定非営利活動法人 ○○○○○○ 設 立 総 会 議 事 録

1 開 催 日 時 令和○○年○○月○○日 ○時○○分から○時○○分まで

2 場 所 ○○市○○町 ○○会館○○会議室

3 出 席 者 数 ○○人

4 審 議 事 項

第1号議案 特定非営利活動法人○○○○○設立に関する件

第2号議案 特定非営利活動法人○○○○○定款案承認の件

第3号議案 役員選任に関する件

第4号議案 令和○年度（初年度）及び令和△年度（翌年度）事業計画案及び活動予算案承認の件

第5号議案 設立当初の入会金及び会費の件

第6号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認の件

第7号議案 事務所の決定に関する事項

第8号議案 法人成立時の財産目録の件

第9号議案 法人設立認証申請の件

定款で「主たる事務所を○○市に置く」とした場合、事務所をどこに置くか（番地まで）議決しておくことが必要（登記上）

5 議事の経過の概要及び議決の結果

議長として○○○○が、議事録署名人として△△△△、××××が選出された。

第1号議案 特定非営利活動法人○○○○○設立に関する件

議長より、設立趣旨書を配布し、この趣旨をもとに特定非営利活動法人○○○○○を設立したい旨を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第2号議案 特定非営利活動法人○○○○○定款案承認の件

議長より、定款案を配布し、逐条審議したところ、
全員異議なくこれを承認した。

第3号議案 役員選任に関する件

議長より、設立当初の役員の人選について諮り、審議の結果、理事に○○氏、△△氏、××氏、監事に□□氏とすることに全員異議なく承認した。また、理事のうち理事長に○○氏、副理事長に△△氏にすることについても、全員異議なく承認した。

第4号議案 令和○年度（初年度）及び令和△年度（翌年度）事業計画案及び活動予算案承認の件

議長より、令和○年度（初年度）及び令和△年度（翌年度）事業計画案及び活動予算案を配布し、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第5号議案 設立当初の入会金及び会費の件

議長より、設立当初の入会金及び会費について諮り、審議の結果、入会金を正会員〇〇〇円、賛助会員〇〇〇円とし、年会費は正会員〇〇〇円、賛助会員〇〇〇円とすることで、全員異議なくこれを承認した。

第6号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認の件

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することについて、満場一致で確認した。

【定款において、所在地を最小行政区画（市町）までの記載にとどめる場合】

第7号議案 事務所の決定に関する事項

議長は、当法人の事務所について下記のとおり決定したい旨説明したところ、全員異議なく承認した。

主たる事務所 静岡県△▲市〇△町▲丁目〇番地△号

従たる事務所 静岡県〇〇市△〇町〇丁目▲番地△号〇〇▲アパート〇号

第8号議案 法人成立時の財産目録の件

議長より、設立当初の財産目録案を配布し、全員異議なくこれを承認した。

第9号議案 法人設立認証申請の件

議長より、法人設立の認証申請をするため、下記事項について諮ったところ、審議の結果、全員異議なくこれを承認した。

- ① 設立代表者は、〇〇氏とする。
- ② 役員に決定したものは、令和〇年〇月〇日までに法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面を提出する。
- ③ 役員のうち報酬を受けるものはいない。
- ④ 申請書の軽微な修正については、設立代表者に一任する。

役員名簿の「報酬の有無」と整合性をとること

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和 〇年 〇月 〇日

定款で定めた方法により記載する
(例：署名、署名押印、記名押印、記名)

議長 氏 名 印
議事録署名人 氏 名 印
議事録署名人 氏 名 印

- * 原本は法人事務所に備え置き、申請には写しを提出すること。
- * 必要に応じて議案を追加すること。

事業計画書作成例

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

令和〇〇年度事業計画書

1 事業実施の方針

令和〇〇年度は、〇〇事業の実施にあたり〇〇について調査研究を行い、効果的な実施方法を決める。また、〇〇事業、〇〇事業については、参加人数を増やすため広報を重点的に行う。

2 事業の実施に関する事項

事業費見込額の合計は活動予算書の事業費計と一致する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定 人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業費 見込額 (千円)
①〇〇事業	・〇〇に対し、〇〇を行う。(△年△月開始予定) ・本年度は、〇〇事業開始に向けた調査研究 ・〇〇イベント	〇月	市内	〇人	一般〇〇人	100
		〇月	〇〇公民館	〇人	一般〇〇人	
②〇〇事業	〇〇について各種相談を実施する。	通年	法人事務所	〇人	相談希望者 約 100 人	500
③ 普及啓発 事業	〇〇研修会の開催	年 4 回	市内	〇人	一般〇〇人	300
	ホームページ管理運営	随時	法人事務所	〇人	不特定多数	

準備期間となる場合には、事業開始後の事業内容や開始予定時期を具体的に記入した上で、当該年度の予定を記載する

定款に記載した事業名で統一し、事業内容は具体的に記載する

(2) その他の事業

定款に「その他の事業」の定めがなければ、この項目の記載は不要

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支出見込 額(千円)
①〇〇販売事業	〇〇の販売をする。	通年	法人事務所	〇人	100
②〇〇製作事業	〇〇の受注生産をする。	随時	法人事務所	〇人	150

定款に記載した事業名で統一し、事業内容は具体的に記載する

- * 1 設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。
- 2 初年度分は、申請予定日からおおむね3か月後以降について作成する。
- 3 2事業の実施に関する事項については、定款に記載した事業ごとにそれぞれの項目を記載する。
- 4 2(1)の受益対象者の範囲及び予定人数は、具体的に記載する。
- 5 2(2)は、その他の事業を行わない場合には記載不要。
- 6 定款に掲載している事業で、計画書に掲載しないものについては、その理由を記載する。

設立当初の活動予算書作成例

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 活動予算書

(初年度の場合)：法人成立の日（〇年〇月〇日を想定）から〇年〇月〇日まで

(翌年度の場合)：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	× × × ×		
賛助会員受取入会金	× × × ×		
正会員受取会費	× × × ×		
賛助会員受取会費	× × × ×		
		× × × ×	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	× × × ×		
施設等受入評価益	× × × ×		
		× × × ×	
3. 受取助成金等			
受取〇〇助成金	× × × ×		
受取△△助成金	× × × ×		
		× × × ×	
4. 事業収益			
〇〇事業収益	× × × ×		
△△事業収益	× × × ×		
		× × × ×	
5. その他収益			
受取利息	× × × ×		
雑収益	× × × ×		
		× × × ×	
経常収益計			× × × ×
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	× × × ×		
役員報酬	× × × ×		
給料手当	× × × ×		
法定福利費	× × × ×		
退職給付費用	× × × ×		
福利厚生費	× × × ×		
.			
人件費計	× × × ×		
(2) その他経費			

事業計画書の
支出見込
額の合計と
一致する。

会議費	× × × ×		
旅費交通費	× × × ×		
施設等評価費用	× × × ×		
減価償却費	× × × ×		
支払利息	× × × ×		
・ ・ ・ ・ ・	× × × ×		
その他経費計	× × × ×		
事業費計		× × × ×	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	× × × ×		
給料手当	× × × ×		
法定福利費	× × × ×		
退職給付費用	× × × ×		
福利厚生費	× × × ×		
・ ・ ・ ・ ・	× × × ×		
人件費計	× × × ×		
(2) その他経費			
会議費	× × × ×		
旅費交通費	× × × ×		
減価償却費	× × × ×		
支払利息	× × × ×		
・ ・ ・ ・ ・	× × × ×		
その他経費計	× × × ×		
管理費計		× × × ×	
経常費用計			× × × ×
当期経常増減額			× × × ×
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	× × × ×		
・ ・ ・ ・ ・	× × × ×		
経常外収益計			× × × ×
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	× × × ×		
・ ・ ・ ・ ・	× × × ×		
経常外費用計			× × × ×
当期正味財産増減額			× × × ×
設立時繰越正味財産額			× × × ×
次期繰越正味財産額			× × × ×

- * 1 設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。
 2 初年度分は、申請予定日からおおむね3か月後以降について作成する。
 3 「その他の事業」を行う場合には別欄を設けて表示する。（参考：Ⅳ-7）
 4 科目は、適宜追加・削除する。
 5 次期繰越正味財産額は、次期事業年度活動予算書の前期繰越正味財産額と金額が一致することを確認する。

★ 法人設立の際のチェックリスト ★

申請前に必ず御確認
ください！

要件	項 目	チェック
目的	団体の主たる目的が 20 項目の特定非営利活動のいずれかに該当するか	
	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを活動の主たる目的としているか	
	営利を目的としていないか	
	宗教活動を主たる目的としていないか	
	政治活動を主たる目的としていないか	
	政党活動(公職選挙活動等)を目的としていないか	
団体	暴力団もしくはその構成員等に統制されていないか	
社員	社員の資格の得喪に関して不当な条件が付されていないか	
	社員が 10 名以上いるか	
役員	役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の1/3以下か	
	理事3人以上、監事1人以上いるか(役員の欠格事由、親族排除規定あり)	
事業	許認可、登録等を必要とする事業について、各法に定められた要件を確保しているか。 (事業の例) 過疎地有償運送、福祉有償運送、市民農園の開設、旅行業法の適用を受ける体験ツアーやエコツアーなどの企画、介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業 等	
	関係する事業を所管する行政の窓口等において、定款の表記について確認しているか。 (事業によっては、定款の事業記載方法に所定の記載が必要とされる場合がある。)	
全体	申請書類について、各書類の整合性がとれているか。 誤字・脱字がないか。	

Ⅲ 特定非営利活動法人の登記

1 設立の登記

(1) 登記の期限及び登記事項

NPO法人は、所轄庁の設立の認証を受けた後、登記をすることにより成立します。また、登記すべき事項は、登記の後でなければ第三者に対抗できません。（法第7条）

設立の登記は、2週間以内に主たる事務所の所在地において行う必要があります。（組合等登記令）

法人設立時に登記すべき事項は以下のとおりです。（組合等登記令第2条第2項、別表）

- ①目的及び業務、②名称、③事務所の所在場所（主たるもの及び従たるもの）、
- ④代表権を有する者の氏名、住所及び資格（理事）、
- ⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

***登記に関する申請書の書式、添付書類等については、組合等登記令を御参照の上、不明な点は最寄りの法務局にお問い合わせください。（PⅢ-2参照）**

***法人登記に使用できる文字は、商業登記規則等で定められていますので御注意ください。**

***設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても設立の登記が行われなときは、設立の認証が取り消される場合があります。（法第13条第3項）**

(2) 設立登記完了届出書の提出

設立登記を行ったら、遅滞なく設立登記完了届出書（下表）を提出してください。（法第13条第2項）

提出書類（登記関係）	提出部数	手引き 参照頁
設立登記完了届出書（第5号様式）	1	Ⅲ-3
登記事項証明書（原本）	1	
設立当初の財産目録	1	

2 登記事項に変更があった場合の登記

登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければなりません。

(1) 定款変更に伴う登記事項の変更

定款変更により目的や事業、主たる事務所の所在地など登記事項に変更があった場合は、定款変更認証後（又は定款変更届出後）、変更の登記を行い、定款変更に係る登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります。（参照：PⅥ-2）

(2) 代表権を有する者の変更に伴う登記事項の変更

代表権を有する理事について、氏名、住所に変更があった場合、及び任期満了後に再任された場

合は変更の登記が必要となります。また、所轄庁へは役員変更届を提出してください。

*代表権のある役員以外については登記は不要ですが、変更があった場合は所轄庁への役員変更届が必要です。（参照：PV-1）

3 その他の登記

NPO法人は、次の場合には2週間以内に、主たる事務所の所在地において登記しなければなりません。

(1) 合併、(2) 解散、(3) 清算人（代表権を有する者）の就任、(4) 清算終了 など
登記完了後、所轄庁へ以下の書類を提出してください。

登記事項	提出書類	手引参照頁
合併	合併登記完了届出書	VII-3
解散	解散届出書	VIII-3
清算人の就任	清算人就任届出書	
清算終了	清算終了届出書	

* 参考 法務局における登記手続に関する情報

○商業・法人登記申請手続〔法務局ホームページ〕

<http://houmukyoku.moj.go.jp/>

○静岡地方法務局の登記相談(予約制)

(電話) 054-254-3555

【参考】静岡地方法務局 商業法人登記の管轄一覧表

庁名	商業法人登記管轄区域	所在・電話番号
本局	静岡市、藤枝市、島田市、牧之原市、焼津市、(榛原郡)吉田町、川根本町	〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎 (電話) 054-254-3555
藤枝支局	取り扱い無し (証明書発行のみ可)	〒426-0037 藤枝市青木1丁目4番1号 (電話) 054-641-1158

設立登記完了届出書（第5号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第5号様式（第7条関係）

設立登記完了届出書

年 月 日

藤枝市長 宛

主たる事務所の所在地	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
届出者 名 称	特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇
代 表 者 氏 名	〇〇 〇〇
電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E - m a i l	〇〇〇.〇〇〇〇@〇〇.jp

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の設立の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

設立登記年月日

年 月 日

登記事項証明書に記載された設立
登記年月日

財産目録作成例

特定非営利活動法人 ○○○○○ 財産目録

登記年月日

法人設立の日現在（ 年 月 日）

科 目	金 額 (単位：円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	× × ×	
現金 現金手許有高	× × ×	
普通預金 ○○銀行○○支店	× × ×	
未収会費 × × 年度会費 × × 名分	× × ×	
.....	× × ×	
流動資産合計		× × ×
2 固定資産		
土地 ○○所在○平方メートル	× × ×	
建物 ○○所在○平方メートル	× × ×	
.....	× × ×	
固定資産合計		× × ×
資産合計		× × ×
II 負債の部		
1 流動負債		
短期借入金 ○○銀行○○支店	× × ×	
預り金 職員に対する源泉所得税	× × ×	
.....	× × ×	
流動負債合計		× × ×
2 固定負債		
長期借入金 ○○銀行○○支店	× × ×	
退職給与引当金	× × ×	
.....	× × ×	
固定負債合計		× × ×
負債合計		× × ×
正味財産		× × ×

左の合計

流動負債＋
固定負債

* その他の事業を行う法人は、その他の事業に固有の資産で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載する。

* 科目は、適宜追加・削除する。

資産合計－負債合計
貸借対照表の正味財産と同額

Ⅳ 事業報告書等の備置き、作成、閲覧及び提出

1 NPO法人の情報公開

NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に前事業年度の事業報告書等（設立当初から最初の事業報告書が作成されるまでの間は、設立当初及び翌事業年度の事業計画書、設立当初及び翌事業年度の活動予算書、設立当初の財産目録）を作成し、すべての事務所に備え置かなければなりません（法第28条第1項）。これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません（法第28条第3項）。（備置き、閲覧については、パソコン、CD-ROM等を活用し、電子データ等により行うことも可能です）

所轄庁は、NPO法人から提出を受けた事業報告書等（過去5年以内に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧又は謄写させることとなります。（法第30条）

◎公開書類（法人設立後から最初の事業報告書が作成されるまで）

書 類 名	NPO法人 (※閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
設立当初及び翌事業年度の事業計画書	○	○
設立当初及び翌事業年度の活動予算書	○	○
設立当初の財産目録	○	○
役員名簿	○	○
定款	○	○
認証書の写し（認証に関する書類の写し）	○	○
登記事項証明書の写し	○	○

◎公開書類（最初の事業報告書作成以降）

書 類 名	NPO法人 (※閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等 (毎事業年度 初めの3か月 以内に作成)	事業報告書	○
	活動計算書	○
	貸借対照表	○
	財産目録	○
	年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	○
	社員のうち10人以上の者の氏名（法人の場合は、名称、代表者氏名）、住所（居所）を記載した書面	○
役員名簿（最新のもの）		○
定 款 等	定款（最新のもの）	○
	認証書の写し（認証に関する書類の写し）	○
	登記事項証明書の写し	○

（※閲覧）は社員及び利害関係人に対しての閲覧

（注）所轄庁においては、役員名簿、事業報告書等から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除き、閲覧・謄写させることとなります。

◎事業報告書等の公開期間

	NPO法人での備置き、閲覧	所轄庁での閲覧・謄写
平成29年4月1日以降に開始する事業年度に関する書類	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度末日まで	過去5年間に提出を受けたもの
平成29年3月31日以前に開始する事業年度に関する書類	作成の日から翌々事業年度の末日まで	過去3年間に提出を受けたもの

2 事業報告書等の提出

NPO法人は、事業報告書等を、毎年度所轄庁に提出しなければなりません。（法第29条）

事業報告書等の作成例（PIV-4以降に掲載）を参考に、法人の運営状況にあわせて適宜作成してください。事業報告書は公開書類ですので、法人を外部にアピールできる貴重な機会と捉え、事業内容が誰からもわかるよう工夫して作成してください。

なお、所轄庁は、3年以上にわたって事業報告書等が提出されないときは、NPO法人の設立の認証を取り消すことができます。（法43条第1項）

(1) 提出書類

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	事業報告書等提出書（第12号様式）	1	IV-3
②	事業報告書	1	IV-4
③	活動計算書	1	IV-5～10
④	貸借対照表	1	IV-11
⑤	財産目録	1	IV-12
⑥	年間役員名簿 （前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに役員についての報酬の有無を記載した名簿）	1	IV-13
⑦	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 〔氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、及び住所又は居所を記載した書面〕	1	IV-14

(2) 提出期限：毎事業年度初めの3か月を経過した日から起算して1週間以内
（3月31日に事業年度が終了する法人＝7月7日）

(3) 提出方法：持参、郵送又はメール送付

【注意事項】

*提出部数は、令和3年4月1日からすべて1部です。

*①事業報告書提出書は必ず所定の様式（様式第12号）で作成してください。

②～⑦の書類は様式の定めはありませんが、手引の作成例を参考に作成してください。

*データ化作業のため、提出する書類はホチキス留めではなくクリップ留めにご協力ください。

事業報告書等提出書（第12号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第12号様式（第13条関係）

事業報告書等提出書

令和 ○年 ○月 ○日

藤枝市長 宛

事務所の所在地が変わった場合は別途「定款変更届（又は認証申請）」が必要となります。
※定款上、所在地の記載を市町までとしており同じ市町内での移転の場合は、所轄庁へ御連絡ください。

主たる事務所の所在地 〒○○○-○○○○
藤枝市○○町○丁目○番○号

提出者 名 称 特定非営利活動法人 ○○○○
代 表 者 氏 名 ○○ ○○
電 話 番 号 ○○○-○○○-○○○○
E - m a i l ○○○.○○○○@○○.jp

次に掲げる前事業年度（○○年 ○月 ○日から △△年 △月 △△日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法施行条例第4条第1項の規定により提出します。

平成24（2012）年度から提出の根拠法令が変わっています。

1	事業報告書
2	活動計算書
3	貸借対照表
4	財産目録
5	年間役員名簿
6	前事業年度の末日における社員のうち、10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

平成29年4月のNPO法施行条例施行規則の改正に伴い、
以前のものから記載順が変わっています。

事業報告書作成例

特定非営利活動法人 ○○○○

○○年（年度）事業報告書

1 事業の成果

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

当該年度の実業についてどのように進めたか、
また事業により得られた成果等について記載する。
※個人情報が含まれなように注意してください。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (千円)
①A○○事業	○○○○○○○○○○○○	○月○日	○○○○	○人	一般○人	○○○
②B△△事業	○○○○○○○○○○○○	○月○日	○○○○	○人	一般○人	○○○
③C□□事業	○○○○○○○○○○○○	○月○日	○○○○	○人	一般○人	○○○

・事業費を事業別に区分している場合に記載してください
・記載する場合には、「事業費の金額」の合計は活動計算書の事業費計と一致します

(2) その他の事業

定款に「その他の事業」の定めがなければ、この項目は不要。

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の金額 (千円)
①D○○事業	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○月○日	○○○○○○	○人	○○○
②E○○事業	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○月○日	○○○○○○	○人	○○○

定款に記載した事業を漏れなく記載してください。（実施しなかった事業については事業内容欄に理由等を記載してください）

- * 1 「事業の実施に関する事項」は、事業ごとにそれぞれの項目を記載する。
2 「受益対象者の範囲及び人数」は、具体的に記載する。
3 2 (2)は、定款に「その他の事業」の記載がない場合には不要。
4 定款に掲載している事業で報告書に掲載していないものは、その理由を記載する。

「その他の事業」とは？

「その他の事業」とは特定非営利活動以外の事業を指します。特定非営利活動の中の「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」や「収益事業」のことではありません！
実際に「その他の事業」を実施するためには定款にその旨記載されていることが必要です。

活動計算書作成例 1

※定款にその他事業がない場合

特定非営利活動法人 ○○○○○ 活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○○

(単位：円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費	会費の性格に応じて分けて記載	1,000,000	2,000,000
正会員受取会費		1,000,000	
賛助会員受取会費			
.....			
2. 受取寄附金	計上する場合は施設等評価費用も併せて計上（計上は法人の任意）	2,000,000	3,000,000
受取寄附金		1,000,000	
施設等受入評価益			
.....			
3. 受取助成金等			
〇〇市助成金		500,000	500,000
.....			
4. 事業収益			
A 事業収益		20,000,000	28,000,000
B 事業収益		8,000,000	
.....			
5. その他収益			
受取利息		1,000	101,000
雑収益		100,000	
経常収益計			33,601,000
II 経常費用			
1. 事業費	人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載		
(1) 人件費			
役員報酬	役員の業務のうち事業に係る部分。職員分と合わせて「給料手当」の科目で計上する場合は財務諸表の注記に内訳を記載	3,000,000	
給料手当		14,000,000	
法定福利費		200,000	
退職給付費用		100,000	
福利厚生費		30,000	
.....			
人件費計		17,330,000	
(2) その他経費	計上する場合は施設等受入評価益も併せて計上（計上は法人の任意）		
会議費		50,000	
旅費交通費		320,000	
施設等評価費用		1,000,000	
減価償却費		100,000	
支払利息		1,000	
.....			
その他経費計		1,471,000	
事業費計			18,801,000

2. 管理費		人件費とその他経費に分けた上で、 支出の形態別に内訳を記載		
(1) 人件費			5,000,000	
役員報酬	役員の業務のうち法人 の管理運営に係る部分		3,600,000	
給料手当	法第2条の規定(役員 報酬を受けるものは役 員総数の1/3以下)は管 理費に計上する役員報 酬のみが対象		300,000	
法定福利費			200,000	
退職給付費用			10,000	
福利厚生費				
人件費計			9,110,000	
(2) その他経費				
会議費			20,000	
旅費交通費			80,000	
減価償却費			50,000	
その他経費計			150,000	
管理費計				9,260,000
経常費用計				28,061,000
当期経常増減額				5,540,000
III 経常外収益				
1. 固定資産売却益				
経常外収益計				
IV 経常外費用				
1. 過年度損益修正損				
経常外費用計				
税引前当期正味財産増減額	現預金以外に資産・負債がない場合には、 当期の現預金の増減額と一致する			5,540,000
法人税、住民税及び事業税				384,460
当期正味財産増減額				5,155,540
前期繰越正味財産額	前事業年度活動計算書の「次期繰越正味 財産額」と金額が一致することを確認する			8,000,000
次期繰越正味財産額				13,155,540

貸借対照表及び財産目録の「正味財産合計」
と金額が一致することを確認する

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄付金（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)		用途等の制約が解除された ことによる指定正味財産から 一般正味財産への振替額
I 経常収益		
1. 受取寄附金		
受取寄附金振替額	1,000,000	
(指定正味財産増減の部)		
受取寄附金	×××	
一般正味財産への振替額	△1,000,000	「受取寄附金振替額」と同額 をマイナス計上

活動計算書作成例 2

※定款にその他事業が掲げられている場合

特定非営利活動法人 ○○○○○ 活動計算書
 ××年×月×日から××年×月×日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○○

(単位：円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	1,000,000		
賛助会員受取会費	1,000,000		2,000,000
.			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	2,000,000		
施設等受入評価益	1,000,000		3,000,000
.			
3. 受取助成金等			
○○市助成金	500,000		50,000
.			
4. 事業収益			
A事業収益	20,000,000		
B事業収益		8,000,000	28,000,000
5. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	100,000		101,000
.			
経常収益計	25,601,000	8,000,000	33,601,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	11,000,000	6,000,000	17,000,000
法定福利費	140,000	60,000	200,000
退職給付費用	70,000	30,000	100,000
福利厚生費	20,000	10,000	30,000
.			
人件費計	11,230,000	6,100,000	17,330,000
(2) その他経費			
会議費	40,000	10,000	50,000
旅費交通費	300,000	20,000	320,000
施設等評価費用	1,000,000		1,000,000
減価償却費	100,000		100,000
支払利息	1,000		1,000
.			
その他経費計	1,441,000	30,000	1,471,000
事業費計	12,671,000	6,130,000	18,801,000

B事業が「その他の事業」
に該当する場合の作成例

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	5,000,000		5,000,000
給料手当	3,600,000		3,600,000
法定福利費	300,000		300,000
退職給付費用	200,000		200,000
福利厚生費	10,000		10,000
・ ・ ・ ・ ・			
人件費計	9,110,000		9,110,000
(2) その他経費			
会議費	20,000		20,000
旅費交通費	80,000		80,000
減価償却費	50,000		50,000
・ ・ ・ ・ ・			
その他経費計	150,000		150,000
管理費計	9,260,000		9,260,000
経常費用計	21,931,000	6,130,000	28,061,000
当期経常増減額	3,670,000	1,870,000	5,540,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
・ ・ ・ ・ ・			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
・ ・ ・ ・ ・			
経常外費用計			
経理区分振替額	870,000	△870,000	0
税引前当期正味財産増減額	4,540,000	1,000,000	5,540,000
法人税、住民税及び事業税	71,000	313,460	384,460
当期正味財産増減額	4,469,000	686,540	5,155,540
前期繰越正味財産額	7,500,000	500,000	8,000,000
次期繰越正味財産額	11,969,000	1,186,540	13,155,540

その他の事業で得た利益の振替額

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

その他の事業で生じた利益は特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません(法第5条)、次期以降もその他の事業を継続するために必要な資産の額までは、その他の事業に係る会計の中で繰り越すことができます。

- * その他の事業を実施しなかった場合は、「その他の事業」欄の数字をすべて0（ゼロ）とした上、脚注に「※今年度はその他事業を実施していません。」と明記してください。
- * 貸借対照表及び財産目録については、特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分して表示するかどうかは法人の任意です。その他の事業に固有の資産で重要なものがある場合には、その資産の状況を注記として記載してください。

この例は、「施設等受入評価益」を活動計算書に計上し、「ボランティア受入評価益」は活動計算書には計上せずに財務諸表に注記する方法の例示です。

財務諸表の注記作成例

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NP0法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NP0法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。

無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却をしています。

(2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスを受入れは、活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法

「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役

務の提供の内訳」として注記しています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

活動計算書に施設の提供等の物的サービスの受入やボランティアの受入を計上したり、財務諸表に注記したりする場合に記載

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

事業を区分していない場合は記載不要

(単位：円)

科 目	A事業	B事業	C事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益						
1. 受取会費				0	2,000,000	2,000,000
2. 受取寄付金	3,000,000			3,000,000		3,000,000
3. 受取助成金等	500,000			500,000		500,000
4. 事業収益	20,000,000	8,000,000		28,000,000		28,000,000
5. その他収益				0	101,000	101,000
経常収益計	23,500,000	8,000,000	0	31,500,000	2,101,000	33,601,000
II 経常費用						
(1) 人件費	3,000,000			3,000,000	0	8,000,000
役員報酬	8,000,000	6,000,000		14,000,000	5,000,000	17,600,000
法定福利費	140,000	60,000		200,000	3,600,000	500,000
退職給付費用	70,000	30,000		100,000	300,000	300,000
福利厚生費	20,000	10,000		30,000	200,000	40,000
					10,000	
人件費計	11,230,000	6,100,000	0	17,330,000	9,110,000	26,440,000
(2) その他経費						
会議費	40,000	10,000		50,000	20,000	70,000
旅費交通費	100,000	20,000		120,000	80,000	200,000
施設等評価費用	1,000,000			1,000,000		1,000,000
減価償却費	300,000			300,000	50,000	350,000
支払利息	1,000			1,000		1,000
その他経費計	1,441,000	30,000	0	1,471,000	150,000	1,621,000
経常費用計	12,671,000	6,130,000	0	18,801,000	9,260,000	28,061,000
当期経常増減額	10,829,000	1,870,000	0	12,699,000	△7,159,000	5,540,000

3. 施設の提供等の物的サービスの受入れの内訳

施設の提供等の物的サービスの受入れの状況は以下の通りです。

(単位：円)

内 容	金 額	算 定 根 拠
〇〇公民館の無償利用	200,000	〇〇公民館が一般に公表している利用料金表によって算定しています。

4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の状況は以下の通りです。

(単位：円)

内 容	金 額	算 定 根 拠
A事業相談員 3名×80日間	800,000	単価は〇〇地区の最低賃金によっています。

5. 使途等が制約された寄付等の内訳

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は3,800,000円ですが、そのうち2,800,000円は〇〇援助事業と〇〇基金事業に使用される財産です。したがって、使途の制約されていない正味財産は1,000,000円です。

(単位：円)

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
〇〇市補助金	0	50,000	50,000	0	A事業に係る助成金
合 計	0	50,000	50,000	0	

6. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

(単位：円)

科 目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
土地	10,000,000			10,000,000		10,000,000
建物	3,000,000			3,000,000		3,000,000
車両運搬具	1,000,000	1,000,000		2,000,000	△100,000	1,900,000
無形固定資産						
ソフトウェア	150,000			150,000	△50,000	10,000
合 計	14,150,000	1,000,000	0	15,150,000	△150,000	15,000,000

期首に所有している固定資産の取得価額を記載します

今期に取得した固定資産の取得価額を記載します。無償でいただいた固定資産も含まれます

今期に売却・除却等をした固定資産の取得価額を記載します

期末に所有している固定資産の取得価額を記載します

過去の減価償却費の合計金額を記載します

期末に所有している固定資産の取得価額から減価償却累計額を控除した金額を記載します

7. 借入金増減の内訳

借入金増減は以下の通りです。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
役員借入金	1,000,000		500,000	500,000

8. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科 目	財務諸表に計上された金額	内役員との取引	内近親者、支配法人等との取引
(活動計算書) 受取寄付金	3,000,000	50,000	
合 計	3,000,000	50,000	0

【参考】役員に対する報酬を「役員報酬」ではなく「給料手当」の科目に計上した場合 (単位：円)

科 目	財務諸表に計上された金額	内役員との取引	内近親者、支配法人等との取引
(活動計算書)事業費 人件費 給料手当	17,000,000	3,000,000	
(活動計算書)管理費 人件費 給料手当	8,600,000	5,000,000	
合 計	25,600,000	8,000,000	0

出典：

NPO法人会計基準協議会ホームページ

(<http://www.npokaikijun.jp/>)

貸借対照表作成例

当該事業年度の末日を記載

特定非営利活動法人 ○○○○○ 貸借対照表

○年 ○月 ○日現在

科 目	金 額（単位：円）		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	1,212,100		
未収会費	25,000		
.....	0		
流動資産合計		1,237,100	
2 固定資産			
土地	10,000,000		
建物	3,000,000		
車両運搬具	1,900,000		
ソフトウェア	100,000		
.....			
固定資産合計		15,000,000	
資産合計			16,237,100
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	50,000		
預り金	31,560		
.....	0		
流動負債合計		81,560	
2 固定負債			
長期借入金	1,000,000		
役員借入金	500,000		
退職給与引当金	1,500,000		
.....			
固定負債合計		3,000,000	
負債合計			3,081,560
III 正味財産の部			
正味財産			13,155,540
（うち前期正味財産）			(8,000,000)
（うち当期正味財産増加額（減少額））			(5,155,540)
負債及び正味財産合計			14,237,100

* 1 定款上その他の事業の資産・会計区分がある法人は、その他の事業に固有の資産で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載する。

2 財産目録等との整合性を図ること。

3 計算書類に注記を付している場合は、あわせて提出すること。

財産目録の正味財産と同額

財産目録作成例

当該事業年度の末日を記載

特定非営利活動法人 ○○○○○

財産目録

○年 ○月 ○日現在

科 目		金 額 (単位：円)		
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金				
現金	現金手許有高	12,100		
普通預金	○○銀行○○支店	1,200,000		
未収会費	××年度会費××名分	25,000		
.....		0		
	流動資産合計		1,237,100	
2 固定資産				
土地	○○所在○平方メートル	10,000,000		
建物	○○所在○平方メートル	3,000,000		
車両運搬具	(車種)○台	1,900,000		
ソフトウェア	会計ソフト	100,000		
.....				
	固定資産合計		15,000,000	
	資産合計			16,237,100
II 負債の部				
1 流動負債				
短期借入金	○○銀行○○支店	50,000		
預り金	職員に対する源泉所得税	31,560		
.....		0		
	流動負債合計		81,560	
2 固定負債				
長期借入金	○○銀行○○支店	1,000,000		
役員借入金		500,000		
退職給与引当金		1,500,000		
.....				
	固定負債合計		3,000,000	
	負債合計			3,081,560
	正味財産			13,155,540
		資産合計－負債合計		
		貸借対照表の正味財産と同額		

* 1 定款上その他の事業の資産・会計区分がある法人は、その他の事業に固有の資産で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載する。

2 貸借対照表等との整合性を図ること。

前事業年度に就任した役員について記載した書面作成例

前事業年度の年間役員名簿

就任期間、報酬を受けた期間欄は、報告する事業年度期間内についてです。役員の「任期」のことではありません！

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
〇〇年度	令和〇〇年4月1日 ~ 令和△△年3月31日

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	〇〇年4月1日 ~ △△年3月31日	
副理事長	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号 年度途中で辞任した場合	〇〇年4月1日 ~ 〇〇年6月30日	
副理事長	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号 年度途中から就任した場合	〇〇年7月1日 ~ △△年3月31日	〇〇年〇月〇日
理事	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	
専務理事			〇年7月1日 ~ 〇年3月31日	〇年7月1日 ~ 〇年3月31日
理事	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	
監事	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	

活動計算書にも役員報酬の支出は計上されていますか？
※具体的な業務の従事に対して支払われる報酬は役員報酬にはあたりません。

- * 1 年度末日に就任している役員だけでなく、当該事業年度内に就任した役員全てについて記載する。
 2 役職名の欄には、理事長、副理事長、常務理事、理事、監事等の職名を記載する。
 3 就任期間の欄は、役員の任期を記載するのではなく、報告事業年度内の就任期間を記載する。
 4 役員の異動（再任を含む）、氏名・住所の変更等があった場合は、別途「役員変更等届出書」の提出が必要です。→V役員変更を参照。

■事業報告書に「前事業年度の役員名簿」を添付することでは「役員変更届」を行ったことにはなりません！
 「役員変更届」 → 最新の役員の状態を報告
 「前事業年度の役員名簿」 → 1年間の役員の動きを報告

- 5 代表権をもつ役員は、再任となった場合も任期ごとに法務局での「重任登記」が必要です。

社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面の作成例

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

前事業年度の末日
を記載する

年 月 日現在

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
--------------	----------------

No.	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
2	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
3	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
4	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
5	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
6	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
7	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
8	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
9	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号
10	(株) 〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号

- ＊ 1 社員が10人以上いることを確認するための書面であるため、社員全員の記載は不要。
2 法人の場合は、氏名の欄にその名称及び代表者の氏名を、住所又は居所の欄にその主たる事務所の所在地を記載する。

本名簿も含めて公開書類となりますので、電話番号等の不要な個人情報は記載しないでください！（記載が必要な事項は氏名、住所のみです）

V 役員の変更

1 役員変更等の届出（法第23条）

NPO法人は役員の氏名、住所等に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません。この場合の「変更」とは、(1)新任、(2)再任、(3)任期満了、(4)死亡、(5)辞任、(6)解任、(7)住所又は居所の変更、(8)改姓又は改名が該当します。

*「新任」について

新たな者が役員に就任する場合を指します。それまでの理事が監事になる場合及びそれまでの監事が理事になる場合も新任の扱いとなりますので注意してください。提出書類は下表の①～④となります。

*「再任」について

任期満了による役員の改選において、すべての役員が再任された場合も届出が必要です。

（再任は、任期満了と同時に再任された場合であり、定款に役員任期に関する伸長規定がない等の理由により、役員任期期間に空白期間が生じる場合には「新任」の扱いとなります。）

また、登記されている役員が再任された場合、登記事項に変更がなくとも任期ごとに重任登記が必要となります。

(1) 提出書類

	提出書類	届出事項		提出 部数	手引き 参照頁
		新任	左記以外		
①	役員変更等届出書（第6号様式）	○	○	1	V-2～3
②	変更後の役員名簿	○	○	1	V-4
③	各役員が <u>特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと*</u> 及び <u>同法第21条の規定に違反しないこと**</u> を誓約し、並びに就任を承諾する書面の写し	○		1	V-5
④	役員の住所又は居所を証する書面（ <u>住民票の写し</u> ） ・届出日前から6か月以内に作成されたもの ・市町から交付された原本（ <u>コピー不可</u> ） ・マイナンバーの記載のないもの	○		1	

③：*役員の欠格事由に該当しないこと**役員の親族等の排除規定に違反しないこと

④：住民基本台帳法の適用に該当しない者である場合は、当該役員の住所又は居所を証する官公署が交付する書面（外国語で作成された書面の場合は、翻訳者を明らかにした訳文を添付）

*住所変更の届出の際には、提出不要

(2) 提出方法：持参、郵送又はメール送付

*事業報告書に年間役員名簿を添付したことでは役員変更届を行ったことにはなりません。

*登記されている理事の氏名や住所等に変更があった場合は、登記が必要となります。

（再任された役員の重任登記を含む）

役員変更等届出書（第6号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第6号様式（第8条関係）

役員変更等届出書

令和〇年〇月〇日

藤枝市長 宛

主たる事務所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
届出者 名 称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
代 表 者 氏 名 理事長 〇〇 〇〇
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E - m a i l 〇〇〇.〇〇〇〇@〇〇.jp

次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日	変更事項	役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所
		※次頁の記載例を参照		

- (注) 1 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名等の別を記入し、併せて補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。ただし、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。
- 2 役職名の欄には、理事長、副理事長、理事又は監事等の別を記載すること。
- 3 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）の届出にあっては、次の書類を添付すること。
- (1) 当該役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面

* 役員変更等届出書の表部分の記入例

役員変更を決議した総会等の日又は
総会等で決定した就任日

理事長、副理事長等の役職名を記載

1 新任

変更年月日	変更事項	役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所
令和〇年〇月〇日	新任	理事長	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

2 任期満了と新任（理事長から監事に役名変更の場合）

氏名及び住所又は居所は、住民票の表記
と原則同じとする。

令和〇年〇月〇日	任期満了	理事長	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
令和〇年〇月〇日	新任	監事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

2 任期満了と新任（理事長から監事に役名変更の場合）

令和〇年〇月〇日	任期満了	理事長	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
令和〇年〇月〇日	新任	監事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

3 任期満了に伴い退任

令和〇年〇月〇日	任期満了	理事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
----------	------	----	-------	---------------

4 任期満了と同時に再任

令和〇年〇月〇日	再任	理事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
----------	----	----	-------	---------------

5 任期途中の辞任と補欠としての新任、増員としての新任

令和〇年〇月〇日	辞任	理事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
令和〇年〇月〇日	新任（補欠）	理事	清水 太郎	焼津市〇〇町〇丁目〇番〇号
令和〇年〇月〇日	新任（増員）	理事	島田 一子	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

6 住所変更と改姓

住所変更の場合は住民票の写しの提出は不要

変更年月日	変更事項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所
令和〇年〇月〇日	住所変更	理事	清水 太郎	静岡市葵区△△町〇〇番地
令和〇年〇月〇日	改姓	理事	山田（静岡） 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

（注１）改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を、括弧を付して併記すること。

（注２）「住所又は居所」の欄には、住民票の写し（又は住所又は居所を証する官公署が交付する書面）によって証される住所を記載すること。

（注３）変更年月日

総会等定款で定められた手続による承認日、ただしその際就任日が決められている場合は就任日となる。

役員名簿作成例

役員名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
--------------	----------------

住民票の記載どおりに正確に記載してください。

役 職 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	有 ・ 無
副理事長	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	有 ・ 無
理 事	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	・ 無
理 事	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	・ 無
理 事	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	・ 無
監 事	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地の〇	有 ・ 無
監 事	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	有 ・ 無

氏名、住所は、住民票の表記どおりに正確に記載してください。

※新字・旧字・異体字 高 崎 恵 ⇔ 高 崎 恵

※地番・住居表示 〇丁目△番地◇ ⇔ 〇丁目△番◇号

※集合住宅 コーポ葵101号 ⇔ コーポ葵101号室

- * 1 役職名の欄には、理事長、副理事長、理事、監事等の職名を記載する。
理事は3人以上、監事は1人以上置かなければならない。
- 2 報酬の有無は、各役員について該当項目を○で囲む。
報酬を受ける者は役員総数の1／3以内であること。
- 3 氏名及び住所又は居所の記載は、住民票の表記と同じとする。

役員就任承諾及び誓約に関する書面の作成例

役員就任承諾・誓約書

役員が選任された総会（理事会）
開催日以降～就任日
（設立時は設立総会開催日以降）

令和 ○年 ○月 ○日

特定非営利活動法人 ○○○○

代表者 ○○ ○○ 様

役員変更等届出書に添付する際は、法人
の「代表者」又は「法人」あてとする。

新任となる役員が提出する
（設立時は理事、監事全員）

住所又は居所 ○○市○○町○番○号
氏 名 ○○ ○○

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないこと

を誓約し、並びに特定非営利活動法人○○○○○○○の

理事

監事

に就任することを承諾します。

理事か監事のいずれかを記載
理事長、副理事長は、理事と記載

* 特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑に処せられ、
を経過しない者

(3) この法律若しくは暴
7項及び第32条の11

第45号) 第204条、第2

行為等処罰に関する法

その執行を終わった日

(4) 暴力団の構成員等

(5) 第43条の規定により
の認証を取り消された日から2年を経過しない者

(6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を
超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超
えて含まれることになってはならない。

* 特定非営利活動促進法施行規則

第2条の2 法第20条第6号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務
を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

< NPO法第21条関係 >

（役員総数5人以下の場合）配偶者もしくは3親等以内の親族は含まれることになってはならない。

（役員総数6人以上の場合）配偶者もしくは3親等以内の親族は、それぞれの役員について、自分以外
の役員が1人まで含まれてよい。

* 設立時は理事及び監事全員（設立代表者を含む）が提出すること。

* 正本は登記の際に必要なため、申請時には写しを提出すること。

VI 定款の変更

1 変更事項による区分（法第25条、第26条）

NPO法人が定款を変更する場合は、定款で定めるところにより、変更内容について社員総会の議決を経なければなりません。変更の効力を生じさせるためには、①所轄庁の認証を受けなければならない事項と、②総会での決議のみでよい事項とがあり、下表のとおり区分となっています。総会での議決後、①については定款変更認証申請を、②については定款変更の届出を所轄庁に行ってください。

所轄庁の認証が必要な事項	総会の決議のみでよい事項
主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る)	主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)
役員に関する事項 (役員の定数に係るものを除く)	役員に関する事項 (役員の定数の変更)
解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)	解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に係るものを除く)
目的	資産に関する事項
名称	会計に関する事項
特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類	事業年度
社員の資格の得喪に関する事項	公告の方法
会議に関する事項	法11条第1項各号にない事項 (合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等)
その他の事業に関する事項	
定款の変更に関する事項	

2 定款変更の認証申請へ

3 定款変更の届出へ

* 定款変更にあたり、届出事項と認証事項が混在する場合

所轄庁へは、①変更届出書と変更認証申請書を別々に提出しても、②変更認証申請書としてまとめて提出しても、どちらでも構いません。

ただし、その変更の効力発生日は、①は、届出事項は総会決議された（又は総会で決められた）日、認証事項は認証を受けた日となりますが、②は、認証申請された定款全体を認証することから、届出事項を含めてその認証を受けた日となります。

このため、届出事項について定款の効力をすぐに生じさせたい場合には、まず定款変更届出書を提出し、その後、当該届出項目以外について認証申請をすることになります。

2 定款変更の認証申請

(1) 総会での議決、申請書類の作成・提出

定款変更の認証申請を行うには、定款で定めるところにより総会の議決を経た上で、下表の書類を提出してください。

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	定款変更認証申請書（第7号様式）	1	VI-5
②	定款の変更を議決した総会の議事録の写し	1	VI-6
③	変更後の定款	1	
④	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	1	II-26
⑤	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	1	II-27, 28

(2) 認証申請の受理、公告、縦覧

提出書類に不備がなければ、申請書は受理されます。申請の受理後、申請があった旨及び申請のあった年月日並びに定款等をインターネット公表するとともに、受理の日から2週間、定款等を一般の縦覧に供します。

認証申請受理後、書類に不備等が認められた場合には申請を取り下げていただくか、不認証となる場合があります。なお、申請書を受理した日から1週間に満たない場合、内容の同一性を失わないものであり、かつ、明白な誤記又は記載漏れに係る不備に限り補正することができます。

（設立認証の場合と同じ。）

公表、縦覧については、設立認証の場合と同様です。（PII-3参照）

(3) 認証・不認証の決定

2週間の縦覧期間の満了後、書面審査を行い、2か月以内に認証・不認証の決定を行い、通知します（不認証の場合は理由を付して通知します）。

(4) 定款変更に係る登記完了提出書の提出（登記事項の変更の場合のみ）

定款認証後、目的や事業の種類など登記事項に変更があった場合には、登記が必要です。

登記完了後、遅滞なく次の書類を提出してください。（法第25条第7項）

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	定款変更登記事項証明書提出書（第11号様式）	1	VI-8
②	登記事項証明書（原本。コピーは不可。）	1	

3 定款変更の届出

所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地など、所轄庁の認証が不要な定款変更の場合は、定款変更後、遅滞なく定款変更届出書を提出してください。

(1) 提出書類

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	定款変更届出書（第10号様式）	1	VI-7
②	定款の変更を議決した総会の議事録の写し	1	VI-6
③	変更後の定款	1	

(2) 定款変更に係る登記完了提出書の提出（登記事項の変更の場合のみ）

主たる事務所の所在地など登記事項に変更があった場合は、登記が必要です。

登記完了後、遅滞なく次の書類を提出してください。（法第25条第7項）

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	定款変更に係る登記完了提出書（様式第5号の2）	1	VI-8
②	登記事項証明書（原本）	1	

【定款変更を伴わない法人事務所の移転について】

定款で、事務所の所在地の記載を市町までとしている場合、同一市内での事務所の移転については定款変更の必要はなく、定款変更届出書の提出も不要ですが、所轄庁の法人台帳やホームページの法人情報を更新するため、藤枝市市民活動団体支援室への連絡をお願いします。

4 所轄庁の変更を伴う定款変更

事務所の移転、増設及び廃止に伴い、所轄庁が変更となることとなった場合には、定款変更認証申請が必要となります。

(1) 所轄庁が変更となるケース

変更前の所轄庁	変更の内容	変更後の所轄庁
静岡県 (藤枝市のみに事務所を置く法人)	静岡県外の都道府県に事務所を移転	移転先の都道府県又は政令指定都市
	静岡市のみ又は浜松市のみに事務所を移転	静岡市又は浜松市

＜事務の所管が変更になる県内での事務所所在地の変更に係る定款変更について＞

藤枝市内のみに事務所の所在地がある法人は、県の事務権限の移譲により、藤枝市が事務の所管となっています。藤枝市と他の県内市町（静岡市及び浜松市を除く）間で事務所の移転があった場合は、所轄庁の変更ではなく、事務の所管が変更となります。

このように、県内で事務所が異動し、事務の所管が変更になる場合の定款変更届出については、変更後の所管で定める様式により、定款変更届出書を、変更前の所管の窓口へ提出してください。（変更後の登記完了及び公開書類は、変更後の所管市町へその様式により提出してください。）

(2) 手続

変更後の所轄庁で定められている提出書類を、市民活動団体支援室に提出します。静岡県に変更される場合の提出書類は下表のとおりですが、所轄庁によって様式や提出部数が異なる場合がありますので、あらかじめ変更後の所轄庁に御確認ください。

申請受理から閲覧書類提出までの手続は、定款変更の認証の場合と同様です。（PVI-2参照）

なお、認証・不認証の通知は、変更後の所轄庁から行われます。（認証後の登記完了及び公開書類提出は、変更後の所轄庁で定められた様式により、変更後の所轄庁への提出が必要です。）

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	定款変更認証申請書（第7号様式）	1	VI-5
②	定款の変更を議決した総会の議事録の写し	1	VI-6
③	変更後の定款	1	
④	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	1	II-19
⑤	特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1	II-22
⑥	直近の事業報告書等	1	

⑤：設立認証申請時の提出書類と同様（P II-2の表、注⑦参照）

⑥：事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、前事業年度末日における社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所を記載した書面（設立後又は合併後当該書類が作成されるまでの間は設立又は合併当初の財産目録、貸借対照表、活動予算書）

* 特定非営利活動の種類等を併せて変更する場合は、2 (1) の表（PVI-2）の④⑤を添付

※市ホームページからダウンロードしてください。

所轄庁の変更を伴う場合は、変更後の所轄庁の様式で申請してください。

令和〇年〇月〇日

主たる事務所の所在地	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
申請者 名 称	特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇
代 表 者 氏 名	〇〇 〇〇
電 話 番 号	〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇
E - m a i l	〇〇〇.〇〇〇〇@〇〇.jp

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後
() 第○条 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○	() 第○条 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ <u>▲▲▲▲▲▲▲▲</u> ○○○○
変更箇所が分かるよう 下線等で示してください。 (変更前、変更後ともに)	附則 <u>この定款は認証の日（ 年 月 日）</u> <u>から施行する。</u>

○○○○○○○○○○○○○○○○

改正の経緯がわかるよう、改正附則を入れ、変更後の定款にも追加してください。

（定款への記載例 PⅡ-18）。

省略

議事録作成例

特定非営利活動法人 ○○○○○ 総 会 議 事 録

- 1 開催日時 ○○年○○月○○日 ○時
- 2 場 所 ○○市○○町 ○○会議室
- 3 正会員総数 ○○人
- 4 出席正会員数 ○○人（うち書面表決者○人、委任状提出者○人）
- 5 審議事項

定款上記載されている総会
出席者定数に留意すること

- 第1号議案 特定非営利活動法人○○○○○○○ 定款変更承認の件
- 第2号議案 ○○○○○○
- 第3号議案 ○○○○○○
- 第4号議案 ○○○○○○

6 議事の経過の概要及び議決の結果

議長として○○○○が、議事録署名人として△△△△、××××が選出された。

第1号議案 特定非営利活動法人○○○○○○○定款変更案承認の件

議長より、定款案を配布し、逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

以下提出議案の順に従って、議案ごとに質疑応答の要旨、経過、結果などを具体的に明記すること。また、認証申請に伴い生ずる申請書類の字句等の修正について、代表者に委任する旨の附帯決議をすることが適当である。

以上をもって議事全部を終了し、○時○分閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和 ○年 ○月 ○日

定款で定めた方法により記載すること
（署名、署名押印、
記名押印、記名など）

議 長 氏	名 印
議事録署名人 氏	名 印
議事録署名人 氏	名 印

* 原本は法人事務所に備え置き、申請時には写しを提出する。

定款変更届出書（第10号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第10号様式（第11条関係）

権限移譲市（沼津市、富士市、掛川市及び磐田市）又は静岡県の所管となる場合は、変更後の各市又は県の様式で届出してください。

定 款 変 更 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

藤枝市長 宛

主たる事務所の所在地 ○○市○○町○丁目○番○号
届出者 名 称 特定非営利活動法人 ○○○○○
代 表 者 氏 名 ○○ ○○
電 話 番 号 ○○○-○○○-○○○○
E - m a i l ○○○.○○○○○@○○.jp

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後
（事務所） 第3条 この法人は、主たる事務所を<u>静岡県藤枝市○○町○番○号</u>に置く。 変更箇所が分かるように 下線等で示してください。 （変更前、変更後ともに）	（事務所） 第3条 この法人は、主たる事務所を<u>静岡県藤枝市□□町□番□号</u>に置く。 附 則 <u>この定款は令和○年○月○日から施行する。</u>

2 変更の理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

改正の経緯がわかるよう、改正附則を入れ、変更後の定款にも追加してください。
（定款への記載例 PⅡ-18）

3 変更の時期

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

定款変更を行った総会の日又は
総会で決定された定款変更の日

定款変更登記事項証明書提出書（第11号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第11号様式（第12条関係）

定款変更登記事項証明書提出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

藤枝市長 宛

主たる事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
提出者 名	称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇
代 表 者 氏 名	〇〇 〇〇
電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E - m a i l	〇〇〇.〇〇〇〇〇@〇〇.jp

定款の変更に係る登記が完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、登記事項証明書を提出します。

登記年月日

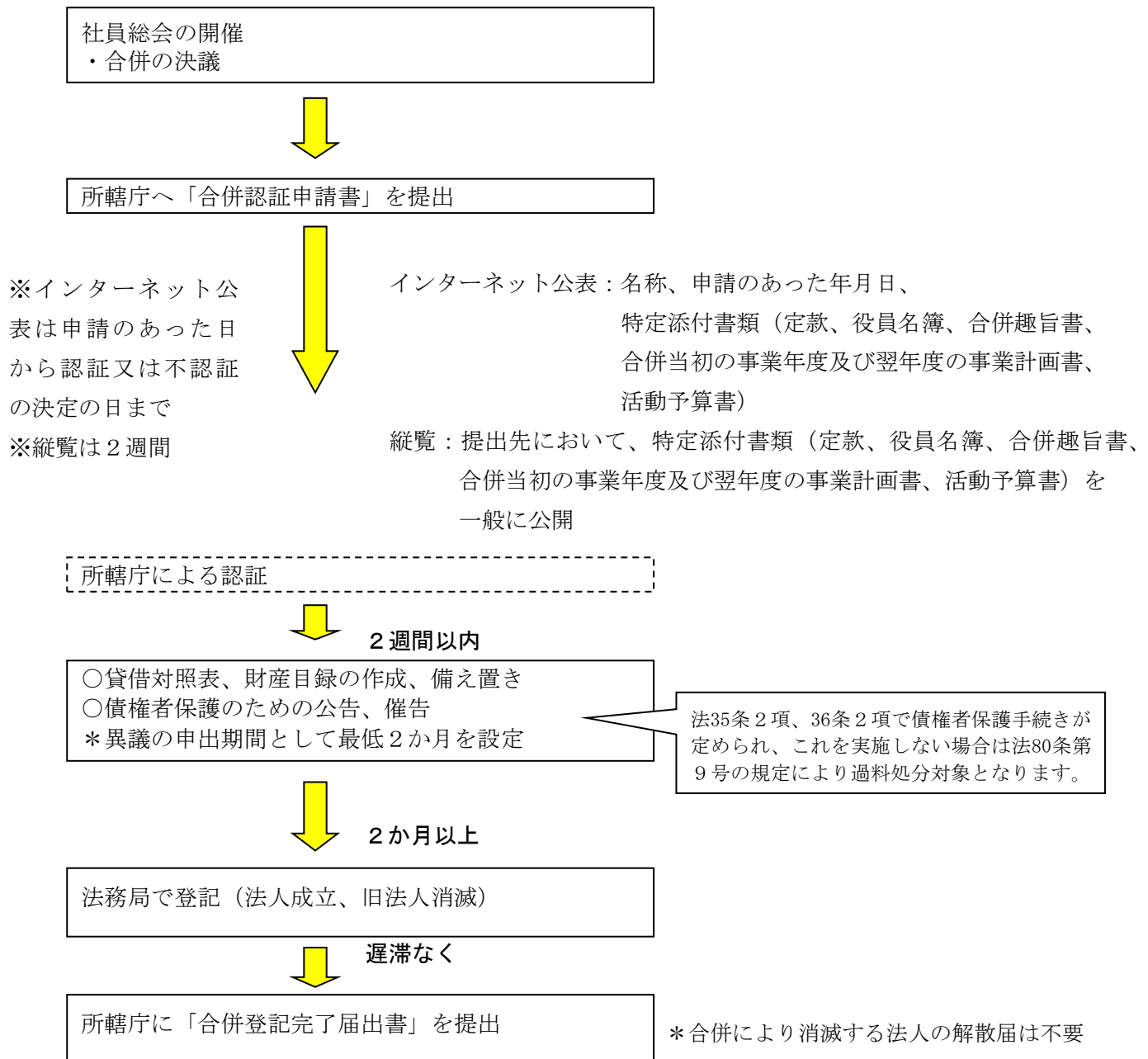
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

VII 特定非営利活動法人の合併

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます。

社員総会において合併の決議がされたNPO法人は、所轄庁の認証を受けなければなりません。

◎合併のフロー（所轄庁認証後に、債権者保護のための手続き等が必要となります。）



1 所轄庁への認証申請（法第34条）

次の書類を作成の上、提出してください。

	提出書類	提出 部数	手引き 参照頁
①	合併認証申請書（第20号様式）	1	VII-4
②	合併の議決をしたそれぞれの社員総会の議事録の写し	1	VII-5
③	定款	1	
④	役員名簿（役員の氏名及び居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	1	II-19
⑤	各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の写し	1	II-20
⑥	役員の住所又は居所を証する書面	1	
⑦	社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	1	II-21
⑧	特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1	II-22
⑨	合併趣旨書	1	
⑩	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	1	
⑪	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	1	

②新設合併となる場合は、法第37条に基づき新設団体設立のために各団体から事務を行う者を選定したことがわかる記載が必要です。

③新設合併の場合、定款附則で設立当初の役員任期を定める際、認証に要する期間に加え認証後の債権者保護手続きに要する期間を考慮して定めることが必要です。

⑤～⑧：設立認証申請時の提出書類と同様（P II-2表の注④～⑦参照）

2 合併の認証

申請書の受理から認証・不認証の決定までの流れについては、設立認証と同様です。

所轄庁は申請の受理後、申請があった旨及び申請のあった年月日並びに以下の書類をインターネット公表するとともに、受理の日から2週間、以下の書類を一般の縦覧に供します。

認証申請受理後、書類に不備等が認められた場合には申請を取り下げいただくか、不認証となる場合があります。なお、申請書を受理した日から1週間に満たない場合、内容の同一性を失わないものであり、かつ、明白な誤記又は記載漏れに係る不備に限り補正することができます。

（インターネット公表及び縦覧書類）

①定款

②役員名簿

（氏名、報酬の有無を記載。個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）

③合併趣旨書

④合併初年度及び翌年度の事業計画書

⑤合併初年度及び翌年度の活動予算書

※市では市民活動団体支援室で行っています。

3 債権者の保護手続（法第35～36条）

合併の認証通知があった日から2週間以内に、合併前のそれぞれのNPO法人は、財産目録及び貸借対照表を作成し、債権者が異議を述べることができる期間（2か月を下回らない期間）が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置かなければなりません。

また同時に、債権者に対し、合併に異議がある場合には一定期間内（2か月を下回らない期間）に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、個別に同様の内容を催告しなければなりません。

債権者が期間内に異議を述べなかった場合は、合併を承認したものとみなされます。

債権者が異議を述べたときは、NPO法人は、これを弁済するか、債務に見合う担保を提供する等して、債権者の財産を保全しなければなりません。ただし、合併しても債権者を害するおそれがないときは、この限りではありません。

4 合併の登記（法第39条第1項）

3に示した債権者保護の手続が終了したら、合併の登記を行うことができます。登記を行うことにより、合併の効力が生ずることとなります。

また合併の登記と同時に、吸収合併の場合は吸収される法人が、新設合併の場合は合併前のすべての法人が解散することとなります。

合併後のNPO法人（吸収合併の場合は吸収した法人、新設合併の場合は設立法人）は、合併により消滅したNPO法人の一切の権利義務を継承します。

5 合併登記完了届出書の提出

法人の合併の登記を行ったら、遅滞なく次の書類を提出してください。（法第39条第2項）

	提出書類	提出部数	手引き参照頁
①	合併登記完了届出書（第23号様式）	1	VII-6
②	登記事項証明書（原本）	1	
③	財産目録	1	

合併認証申請書（第20号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第20号様式（第20条関係）

合 併 認 証 申 請 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

藤枝市長 宛

主たる事務所の所在地 藤枝市○○町○丁目○番○号
名 称 特定非営利活動法人 ○○○○○
代 表 者 氏 名 ○○ ○○
電 話 番 号 ○○○-○○○-○○○○
E - m a i l ○○○.○○○○@○○.jp

合併の態様に応じ、
「合併後存続する」又は
「合併により設立する」
のいずれかを○で囲んで
ください。

主たる事務所の所在地 藤枝市○○町○丁目○番○号
名 称 特定非営利活動法人 ○○○○○
代 表 者 氏 名 ○○ ○○
電 話 番 号 ○○○-○○○-○○○○
E - m a i l ○○○.○○○○@○○.jp

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、合併の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 合併の理由 | ○○○○○○○○○ |
| 2 合併後存続する
合併により設立する | 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○○ |
| 3 代表者の氏名 | ○○ ○○ |
| 4 主たる事務所の所在地 | 藤枝市○○町○丁目○番○号 |
| 5 その他の事務所の所在地 | 藤枝市△△町△丁目△番△号 |
| 6 定款に記載された目的 | ○○○○（定款に記載された目的を転記） |
| 7 定款に記載された特定非営利活動の種類 | ○○○○（定款に記載された活動の種類を転記） |

（関係書類）
省略

（注） 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地は、町名及び番地まで記載すること。

議事録作成例

特定非営利活動法人〇〇〇 総 会 議 事 録

- 1 開催日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇時
- 2 場 所 〇〇市〇〇町 〇〇会議室
- 3 正会員総数 〇〇人
- 4 出席正会員数 〇〇人 (うち書面表決者〇人、委任状〇人)

定款上記載されている総会
出席者定数に留意すること

5 審 議 事 項

第1号議案 〇〇〇〇〇〇

第2号議案 特定非営利活動法人△△△との合併の件

第3号議案 〇〇〇〇〇〇

第4号議案 〇〇〇〇〇〇

登記上合併契約書の承認に
ついての記載が必要です。

6 議 事

(1) 議長として〇〇〇〇が、議事録署名人として△△△△、××××が選出された。

- (2) 以下提出議案の順に従って、議案ごとに質疑応答の要旨、経過、結果などを具体的に明記する。また、認証申請に伴い生ずる申請書類の字句等の修正について、代表者に委任する旨の附帯決議をすることが適当である。

※新設合併の場合は、法第37条に基づき、設立に関する事務を行う者を選任する必要があるので注意してください。

以上をもって議事全部を終了し、〇時〇分閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和 〇年 〇月 〇日

定款上記載されている
方法で記載すること
(署名、署名押印、
記名押印など)

議 長 氏	名 印
議事録署名人 氏	名 印
議事録署名人 氏	名 印

* 原本は法人事務所に備え置き、申請時には写しを提出する。

合併登記完了届出書（第23号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第23号様式（第22条関係）

合 併 登 記 完 了 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

藤枝市長 宛

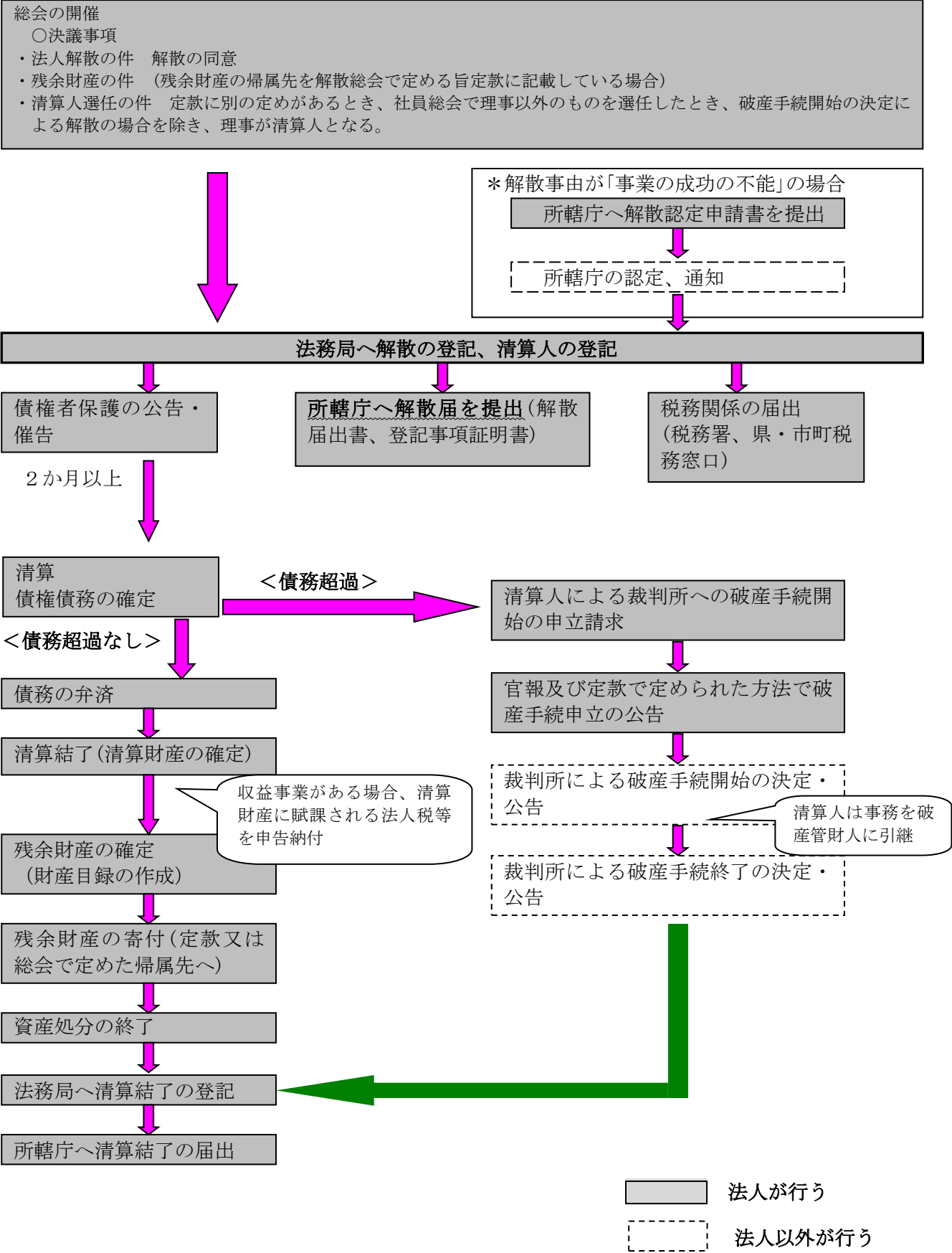
主たる事務所の所在地	藤枝市○○町○丁目○番○号
名 称	特定非営利活動法人 ○○○○○○
代 表 者 氏 名	○○ ○○
電 話 番 号	○○○-○○○-○○○○
E - m a i l	○○○.○○○○@○○.jp

特定非営利活動法人 ○○○○○○○○ の合併登記が完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

合併登記年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

Ⅶ 特定非営利活動法人の解散

◎解散のフロー



1 解散の事由（法第31条）

NPO法人は、次の事由によって解散します。

(1) 社員総会の決議（法第31条第1項第1号、第31条の2）

活動の継続が困難になった場合など、社員総会の合意により解散することができますが、定款で別に定めていない限り、社員総数の4分の3の合意が必要です。

解散総会では「解散することの意思決定」を必ず行わなければなりません。また、定款の定めにより、残余財産の帰属先、清算人の選任等を行う必要があります。

(2) 定款で定めた解散事由の発生（法第31条第1項第2号）

(3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能（法第31条第1項第3号、同第3項）

目的とする事業が客観的に見て達成不可能となることであり、例えば特定の動物の保護を目的としていたが、その動物が絶滅してしまった場合などが当てはまるとされています。

しかし、このような場合でも、社員総会の決議により解散することができるため、この条項により解散するのは、何らかの理由により解散の議決をすることが困難になった場合などが例としてあげられます。

(4) 社員の欠亡（法第31条第1項第4号）

NPO法上の社員が1名も存在しなくなった場合を指します。

(5) 合併（法第31条第1項第5号）

NPO法人が合併する場合、新規合併では旧法人のいずれもが、吸収合併では合併により消滅する法人が解散することとなります。

(6) 破産手続開始の決定（法第31条第1項第6号、第31条の3）

法人が債務を完済することができない状態となった場合、理事若しくは債権者の請求等により、裁判所が破産手続開始の決定をします。破産となった場合は、その法人が所有する資産を処分し、総資産をその法人の債務者に対して、債権の額や優劣関係等に応じて配分します。

(7) 所轄庁による設立の認証の取消し（法第31条第1項第7号）

2 所轄庁の認定（法第31条第2項、第3項）

1の(3)の「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じません。

下表の書類を作成の上、提出してください。

県は、解散認定申請書の受理後30日以内に、認定・不認定を決定し、その旨を通知します。

提出書類	添付書類	提出 部数	手引き 参照頁
解散認定申請書 (第13号様式)	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の 事由を証する書面（注）	1	VIII-4

注：当該事業の成功の見込みがまったく無くなっていることが、客観的に判断できる書面

3 解散の登記・清算人（法第31条の5～法第31条の12）

法人が解散したときは、破産手続開始の決定による場合を除き、理事が清算人となります（定款に別に定めがある場合等を除く）。また、解散及び清算人については、登記を行う必要があります。

①社員総会の決議、②定款で定めた解散事由の発生、③社員の欠亡、④破産手続開始の決定により解散した場合は、解散の登記後、清算人は、所轄庁へ届け出なければなりません（法第31条第4項）。また、清算中に就任した清算人がある場合にも、所轄庁への届出が必要です（法第31条の8）。（5の一覧表参照）

清算人は、解散した後、遅滞なく、債権者に対して一定の期間内（2月を下回らない期間）に請求を申し出るよう催告する内容の公告を官報に掲載し、定款で定められた方法で公告しなければなりません。また、債権者として把握されている者に対しては、個別に催告しなければなりません（法第31条の10）。

* 参考 ○法務局における登記手続きに関する情報 ⇒Ⅲ-2(特定非営利活動法人の登記)参照
○官報公告の申し込み <https://www.gov-book.or.jp/koukoku/>

4 清算終了の届出及び残余財産の帰属（法第32条、第32条の3）

清算終了後は、所轄庁に対し、清算終了の届出をしなければなりません。

解散した法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、所轄庁へ清算終了届出をした時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属するとされています。

なお、残余財産の帰属先は、次の者以外認められていません。（法第11条第3項）

①NPO法人、②国又は地方公共団体、③公益社団法人又は公益財団法人、④私立学校法第3条に規定する学校法人、⑤社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、⑥更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人

5 所轄庁への届出

解散に関して、所轄庁へ提出する必要のある書類は以下のとおりです。

届出の時点	提出書類	添付書類	提出 部数	手引き 参照頁
解散したとき（注）	解散届出書 （第16号様式）	解散及び清算人を登記したことを証する「登記事項証明書」（原本）	1	VIII-5
清算中に就任した清算人がある場合	清算人就任届出書 （第24号様式）	清算人を登記したことを証する「登記事項証明書」（原本）	1	VIII-6
清算が終了したとき	清算終了届出書 （第25号様式）	清算終了を記したことを証する「登記事項証明書」（原本）	1	VIII-8

（注）所轄庁の認定に基づく解散（PVIII-2）、合併に伴う解散（PVII-3）、認証取消（PI-5）の場合は解散届出書の提出は不要。

6 残余財産譲渡の認証申請（法第32条第2項、第3項）

定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができます。

残余財産の譲渡の認証申請をする場合は、所轄庁に残余財産譲渡認証申請書（第17号様式：p VIII-7）1部を提出してください（添付書類なし）。

また、これらによっても処分されない財産は、国庫に帰属することとなります。

解散認定申請書（第13号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第13号様式（第15条関係）

解 散 認 定 申 請 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

藤枝市長 宛

主たる事務所の所在地	藤枝市○○町○丁目○番○号
申請者 名	称 特定非営利活動法人 ○○○○○
代 表 者 氏 名	○○ ○○
電 話 番 号	○○○-○○○-○○○○
E - m a i l	○○○.○○○○@○○.jp

特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、同条第1項第3号に掲げる事由による解散の認定を受けたいので、申請します。

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 残余財産の処分方法

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（注） 目的とする特定非営利活動の事業の成功の不能の事由を証明する書面を添付すること。

解散届出書（第16号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第16号様式（第17条関係）

解 散 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

藤枝市長 宛

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
届出者 清算人の住所又は居所	藤枝市○○町○丁目○番○号
清 算 人 氏 名	○○ ○○
電 話 番 号	○○○-○○○-○○○○
E - m a i l	○○○.○○○○@○○.jp

次のとおり特定非営利活動法人 ○○○○○ を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により届け出ます。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 解散年月日 | 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 |
| 2 解散事由の該当規定 | 特定非営利活動促進法第31条第1項第○号 |
| 3 解散の理由 | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| 4 残余財産の処分方法 | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |

法人の目的が達成された、法人の継続的な運営が困難となった等、具体的な理由を記載してください。

（注） 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

清算人就任届出書（第24号様式）記載例（清算中に清算人が就任した場合に提出）

※市ホームページからダウンロードしてください。

解散届出書に記載された清算人に変更がない場合は提出不要です。

第24号様式（第23条関係）

清 算 人 就 任 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

藤枝市長 宛

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
届出者 清算人の住所又は居所	藤枝市○○町○丁目○番○号
清 算 人 氏 名	○○ ○○
電 話 番 号	○○○-○○○-○○○○
E - m a i l	○○○.○○○○@○○.jp

特定非営利活動法人 ○○○○○ の清算人就任登記を行ったので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

残余財産譲渡認証申請書（第17号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第17号様式（第18条関係）

残余財産譲渡認証申請書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

藤枝市長 宛

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
清算人の住所又は居所	藤枝市○○町〇丁目〇番〇号
清算人氏名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E - m a i l	〇〇〇.〇〇〇〇@〇〇. jp

特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、残余財産の譲渡の認証を受けたいので、申請します。

譲渡すべき残余財産		残余財産の譲渡を受ける者
種 別	数 量	
○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○市 （数 量） △△△△△町 （数 量）
□□□□□□	□□□□□□	□□□□□市 （数 量） ◇◇◇◇◇県 （数 量）

（注） 残余財産の譲渡を受ける者の欄には、その者が譲渡を受ける残余財産の数量を併せて記載すること。

清算終了届出書（第25号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第25号様式（第24条関係）

清 算 結 了 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

藤枝市長 宛

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
届出者 清算人の住所又は居所	藤枝市○○町○丁目○番○号
清 算 人 氏 名	○○ ○○
電 話 番 号	○○○-○○○-○○○○
E - m a i l	○○○.○○○○@○○.jp

特定非営利活動法人 ○○○○○ の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

IX 参考資料

1 NPO法人に対する税制

(1) 法人税（国税）

法人税は、収益事業（法人税法施行令で定める次の34業種で、継続して事業所を設けて営まれるものをいう。）から生じた所得に対して課税されます。特定非営利活動事業であっても、これに該当する場合は、課税対象となります。

【34業種】物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

ただし、身体障害者及び生活保護者等が事業に従事する者の総数の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの等は、収益事業から除かれます。

計算方法：所得金額×税率

＊税率	年間所得800万円以下の部分	15.0%
	年間所得800万円超の部分	23.2%

＊実施する事業が収益事業に当るか否かは、税務署にお問い合わせください。

(2) 県民税、市町民税

①法人県民税均等割、法人市町民税均等割

法人の存在そのものに課税される税金です。ただし、静岡県及び県内すべての市町において、収益事業を行わないNPO法人の県民税、市町民税の減免措置がとられています。

- ・法人県民税均等割の税額は、年額 21,000円です。（森林づくり県民税1,000円を含む）
- ・法人市町民税均等割の税額は、年額 50,000円です。

②法人県民税法人税割、法人市町民税法人税割

法人税法上の収益事業から生じた所得に対して課税されます。

計算方法：法人税額×税率（令和元年度改正）

＊税率	法人県民税法人税割	3.2%
	法人市町民税法人税割	6.0%

※法人県民税法人税割の税率引き下げと併せて「地方法人税(国税)」が創設されました。

⇒この地方法人税については、税務署にお問合せください。

③法人事業税（県税）

法人税法上の収益事業から生じた所得に対して課税されます。

＊税率	年４００万円以下の所得	３．５％
	年４００万円超８００万円以下の所得	５．３％
	年８００万円超の所得	７．０％

(3) 消費税

消費税は、個人法人を問わず事業者が行う国内における資産の譲渡、貸付、サービスの提供に対して課せられるものです。ただし、課税期間に係る基準期間（前々事業年度）の課税売上が1,000万円以下の場合、納税義務が免除されます。

なお、令和５年10月１日から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されることとなっています。買手として消費税の仕入税額控除を行うためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手としてインボイスの交付を行うためには令和３年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となります。詳しくは、国税庁ホームページ等を御参照ください。

(4) 税に関する手続

収益事業を行うか否かに関わらず、県財務事務所及び市町の税務担当課に**法人設立等届出書**の提出が必要となります。**添付書類は、定款、登記事項証明書、認証書の写しです。**

届出書	提出先	提出期限
法人設立等届出書	主たる事務所の所在地を管轄する県財務事務所	登記後１か月以内
	すべての事務所の所在地を管轄する市町の税務担当課	各市町にお問い合わせください

収益事業を開始した場合には、県財務事務所、市町の税務担当課及び税務署への届出が必要です。収益事業を行わない場合は、県財務事務所及び市町の税務担当課に申請を行うことにより法人県民税・法人市民税の均等割の減免を受けることができます。

届出書	提出先	提出期限
収益事業開始届	税務署	収益事業開始後２か月以内
	県財務事務所	管轄財務事務所、市町にお問い合わせください
	市町税務担当課	
青色申告の承認申請書	税務署	収益事業開始後３か月と年度終了日の早い方
税の減免申請書	県財務事務所	管轄財務事務所、市町にお問い合わせください
	市町税務担当課	

2 税についての問合せ先

(1) 県財務事務所（法人県民税、法人事業税）

財務事務所	所 在 地（電話番号）	管轄区域
静岡	〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎 直税第1課（054-286-9160）	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、榛原郡
藤枝	〒426-0086 藤枝市瀬戸新屋362-1 藤枝総合庁舎 管理課（054-644-9121）	（納税証明書の発行可）

(2) 税務署（法人税）

税務署	所 在 地（電話番号）	管轄区域
藤 枝	〒426-8711 藤枝市青木2丁目36-17 （054-641-0680）	藤枝市、焼津市

(3) 藤枝市の税務担当窓口（法人市町民税）

担当課	所在地	電話番号
藤枝市 課税課 諸税・法人係	〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1	054-643-3276

特定非営利活動促進法

(平成十年三月二十五日 法律第七号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 特定添付書類に記載された事項

3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

（定款）

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
 - 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
 - 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

（財産目録の作成及び備置き）

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

（通常社員総会）

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

（臨時社員総会）

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（社員総会の招集）

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

（社員総会の権限）

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

（社員総会の決議事項）

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（社員の表決権）

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（表決権のない場合）

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

（社員総会の決議の省略）

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

（役員の定数）

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

（理事の代表権）

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

（業務の執行）

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

（理事の代理行為の委任）

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

（監事の職務）

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（監事の兼職禁止）

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

（役員の欠格事由）

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（役員の親族等の排除）

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（役員の欠員補充）

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の変更等の届出）

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、

遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員の任期）

第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

（定款の変更）

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一 社員総会の決議

二 定款で定めた解散事由の発生

三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

四 社員の欠亡

五 合併

六 破産手続開始の決定

七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散の決議）

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の特定非営利活動法人の能力）

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選

任することができる。

（清算人の解任）

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（残余財産の帰属）

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（裁判所による監督）

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算終了の届出）

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

（検査役の選任）

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

（合併）

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

（合併手続）

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

（合併の効果）

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期等）

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

（報告及び検査）

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改善命令）

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

（意見聴取）

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（所轄庁への意見）

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

（認定）

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（１）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（２）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（２）及び（３）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（１） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（１）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

（２） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（３） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（２）に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当

該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（４）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（１） 会員等

（２） 特定の団体の構成員

（３） 特定の職域に属する者

（４） 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

（１） 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

（２） 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

（１） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類(イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準(当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。)に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこ

これらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分が執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長

二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

(名称等の使用制限)

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（認定の有効期間及びその更新）

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に）」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（認定の失効）

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合

において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

（特例認定）

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

（特例認定の基準）

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

（特例認定の有効期間）

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

（特例認定の失効）

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。

二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。

4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

（報告及び検査）

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

（勧告、命令等）

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

（その他の事業の停止）

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（認定又は特例認定の取消し）

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

（所轄庁への意見等）

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

（所轄庁への指示）

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、特定非営利活動法人を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

（情報の提供等）

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

（協力依頼）

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）

第七十四条 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者

二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者

七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

２ 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

3 この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に行われた第十条第一項の認証の申請についての第十二条第二項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「この法律の施行後十月以内」とする。

附 則 (平成十一年一月二日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年一月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成十二年六月七日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年一月二日法律第一三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成十四年七月三日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則 (平成十四年一月二日法律第一三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一二月一八日法律第一七三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下「新法」という。)第五条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際新法第五条第一項に規定するその他の事業(この法律による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧法」という。)第五条第一項に規定する収益事業を除く。)を行っている特定非営利活動法人の当該その他の事業については、新法第十一条第一項(第十一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る認証の基準については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。次項において同じ。)については、新法第十一条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る新法第二十七条第四号、第二十八条第一項及び第二十九条第一項並びに附則第二条第一項の規定の適用については、新法第二十七条第四号中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、新法第二十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、「前事業年度」とあるのは「前年」と、「翌々事業年度」とあるのは「その年の翌々年」と、新法第二十九条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、附則第二条第一項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度」とあるのは「平成十六年一月一日(同日前に当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日)」と、「施行日前に開始した事業年度」とあるのは「平成十五年十二月三十一日(同日までに当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日の前日)までの期間」とする。

附 則 (平成一五年四月九日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第

五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第二百二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三十一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の

施行の日（平成二十年十二月一日）

イ 略

ロ 第二条中法人税法第二条第九号の次に一号を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同法第九条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の二の改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定（「内国法人である」を削る部分に限る。）、同項第二号の改正規定、同法第三十七条第三項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定（同項中「、公益法人等」の下に「（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加える部分及び同項ただし書中「内国法人である」を削る部分に限る。）、同条第五項の改正規定、同法第三十八条第二項第一号の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第一百四十三条の改正規定、同法第一百五十二条第二項の改正規定（「である公益法人等又は人格のない社団等」を「（人格のない社団等に限る。）」に改める部分に限る。）、同法別表第一の改正規定（同表第一号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える部分を除く。）、同法別表第二の改正規定（同表第一号の表貸金業協会の項の前に次のように加える部分（医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）の項に係る部分に限る。）及び同表農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）の項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る部分を除く。）及び法人税法別表第三の改正規定並びに附則第十条、第十一条、第十五条及び第二十一条の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに附則第九十七条、第一百四条、第一百五条、第一百七条、第一百八条及び第一百十一条の規定

（罰則に関する経過措置）

第一百十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）

第一百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二〇年五月二日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月二日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過

措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧特定非営利活動促進法」という。）の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁（次項において「旧所轄庁」という。）に対してされた申請等（申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。）は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新特定非営利活動促進法」という。）第九条の所轄庁（同項において「新所轄庁」という。）に対してされたものとする。

2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

（役員名簿に関する経過措置）

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき（施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を併せて提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

（定款の変更に関する経過措置）

第五条 新特定非営利活動促進法第二十五条第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

2 新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

（事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置）

第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定

する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

（仮認定に関する経過措置）

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第五十八条第二項の規定により準用する新特定非営利活動促進法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第五十九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二四年八月一日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （平成二五年十一月二七日法律第八六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年六月七日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日

二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（認証の申請に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律に

よる改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（事業報告書等に関する経過措置）

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

（貸借対照表の公告に関する経過措置）

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

（認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

（仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特

例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

（仮認定の申請に関する経過措置）

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

（処分等の効力）

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （令和元年五月三十一日法律第一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和元年六月一四日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第百二条、第百七条（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第百十一条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第百八条、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百九条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十三条、第百三十五条、第百三十八条、第百三十九条、第百六十一条から第百六十三条まで、第百六十六条、第百六十九条、第百七十条、第百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他

の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和二年三月三十一日法律第八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イ 略

ロ 第三条の規定（同条中法人税法第五十二条第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条まで、第百三十九条（地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第五項の改正規定に限る。）、第百四十三条、第百五十条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第十六項の改正規定に限る。）、第百五十一条から第百五十六条まで、第百五十九条から第百六十二条まで、第百六十三条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百十一号）第五十八条第一項の改正規定に限る。）、第百六十四条、第百六十五条及び第百六十七条の規定

(罰則に関する経過措置)

第百七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和二年一二月九日法律第七二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度

において提出すべき書類については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（情報通信技術の利用のための措置）

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表（第二条関係）

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

二 社会教育の推進を図る活動

三 まちづくりの推進を図る活動

四 観光の振興を図る活動

五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

七 環境の保全を図る活動

八 災害救援活動

九 地域安全活動

十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

十一 国際協力の活動

十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

十三 子どもの健全育成を図る活動

十四 情報化社会の発展を図る活動

十五 科学技術の振興を図る活動

十六 経済活動の活性化を図る活動

十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

十八 消費者の保護を図る活動

十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

特定非営利活動促進法施行条例

(平成10年10月27日条例第40号)

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請等)

第2条 法第10条第1項の規定により認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

(2) 定款に記載された目的及び特定非営利活動の種類

2 法第10条第1項第2号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるものとする。

(1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が交付する書面

3 前項第2号の書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添えるものとする。

4 第2項に掲げる書面は、申請日前6月以内に作成されたものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から当該役員に係る同法第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報(以下「機構保存本人確認情報」という。)の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)を利用するときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。

6 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により公表し、及び縦覧に供する手続については、規則で定めるところによる。

7 法第10条第4項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性を失わないものであり、かつ、明白な誤記又は記載漏れに係るものとする。

8 前項の不備を補正しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申立書を知事に提出するものとする。

(1) 補正の内容

(2) 補正の理由

(役員の変更等の届出に係る提出書類)

第2条の2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における前条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項第1号の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第23条第2項の規定による提出をすることを要しない。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における前条第4項の適用については、同項中「申請日」とあるのは、「届出日」とする。

(定款の変更の認証の申請等)

第3条 法第25条第3項の規定により認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 変更の内容
- (3) 変更の理由

2 法第25条第6項（法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により定款の変更を届け出ようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出するものとする。

（事業報告書等の備置き等）

第3条の2 法第28条第1項の規定による事業報告書等の備置き並びに同条第2項の規定による役員名簿及び定款等の備置きは、同条第3項の規定による閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。

（事業報告書等の提出）

第4条 特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第29条（法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する書類を、毎事業年度初めの3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに知事に提出するものとする。

（事業報告書等の公開）

第5条 法第30条及び第56条の規定による閲覧又は謄写の手続については、規則で定めるところによる。

（事業の成功の不能による解散の認定の申請）

第6条 法第31条第2項の規定により認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- (3) 残余財産の処分方法

（残余財産の譲渡の認証の申請）

第7条 法第32条第2項の規定により認証を受けようとする清算人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 清算人の氏名及び住所又は居所
- (2) 解散した特定非営利活動法人の名称
- (3) 譲渡すべき残余財産
- (4) 残余財産の譲渡を受ける者

（合併の認証の申請）

第8条 法第34条第3項の規定により認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併しようとするそれぞれの特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人(第4号において「合併後の特定非営利活動法人」という。)の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
- (3) 合併の理由

(4) 合併後の特定非営利活動法人の定款に記載された目的及び特定非営利活動の種類

2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による申請書の提出について準用する。

(認定の申請)

第9条 法第44条第1項の規定により認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びにその他の事務所の所在地並びに責任者の氏名及び役職

(2) 特定非営利活動法人の設立年月日及び事業年度、過去の認定の有無及びその有効期間、過去の特例認定の有無及びその特例認定を受けた日、認定の取消しの有無及びその取消日並びに特例認定の取消しの有無及びその取消日

(3) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人以外のものの定款の変更に係る書類の提出)

第10条 法第52条第2項の規定により社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を知事に提出しようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を知事に提出するものとする。

(1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

(2) 認定の有効期間

(3) 変更の内容

(4) 変更の認証日

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き)

第11条 法第54条第1項から第3項までに規定する書類（同条第2項第1号の書類を除く。）の備置きは、同条第4項の規定による閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第12条 認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第55条第1項に規定する書類を、毎事業年度初めの3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに知事に提出するものとする。

2 法第55条第2項の規定により書類を知事に提出しようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を知事に提出するものとする。

(1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 認定年月日

(3) 認定の有効期間

(4) 助成金の支給日、支給対象者、支給金額及び助成対象の事業等

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(特例認定の申請)

第13条 法第58条第1項の規定により特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びにその他の事務所の所在地並びに責任者の氏名及び役職

(2) 特定非営利活動法人の設立年月日及び事業年度

(3) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第14条 第10条から第12条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人に準用する。

(合併の認定の申請)

第15条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人（以下これらを「認定特定非営利活動法人等」という。）

は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 認定特定非営利活動法人等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 認定特定非営利活動法人等の事業年度、認定年月日又は特例認定年月日及び認定の有効期間又は特例認定の有効期間

(3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に行っている事業の概要

(4) 合併により消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に行っている事業の概要

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第15条の2 法第74条に規定する手続について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

（平成14年法律第151号）第6条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術の利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第16条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面の備置きとする。

2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項並びに第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。

3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第5項並びに第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。

4 特定非営利活動法人は、電子文書法第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、前3項の備置き、作成及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録の備置き及び作成並びに当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合には、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第30号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第28号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月24日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月20日条例第45号)

この条例は、平成24年7月20日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第15号)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成29年4月1日)から施行する。

2 改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに書類の提出については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月26日条例第19号)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号)の施行の日(令和3年6月9日)から施行する。

2 この条例による改正後の第2条第5項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項、第25条第3項又は第34条第3項の認証の申請(以下「認証申請」という。)があった場合について適用し、施行日前に認証申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則(令和4年10月28日条例第43号)

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日条例第15号)

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

藤枝市特定非営利活動促進法施行条例施行細則

(平成28年3月28日 藤枝市規則第21号)

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年静岡県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請書の様式等)

第2条 条例第2条第1項の申請書の様式は、特定非営利活動法人設立認証申請書（第1号様式）によるものとする。

(設立の認証の申請等の公表)

第3条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の公表は、藤枝市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(設立の認証の申請に係る定款等の縦覧)

第4条 法第10条第2項の縦覧は、市民協働部市民活動団体支援室（第4項において「縦覧場所」という。）において行うものとする。

2 縦覧日は、藤枝市の休日を定める条例（平成2年藤枝市条例第1号）第1条第1項に掲げる日以外の日とする。

3 縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 市長は、縦覧書類の整理その他特別の理由により必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、縦覧できない日を定め、又は縦覧時間を延長し、若しくは短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を縦覧場所に掲示するものとする。

(補正の申立書の様式等)

第5条 条例第2条第8項の申立書の様式は、補正申立書（第2号様式）によるものとする。

(設立の認証等の通知)

第6条 法第12条第3項の規定による通知は、特定非営利活動法人設立認証通知書（第3号様式）又は特定非営利活動法人設立不認証通知書（第4号様式）により行うものとする。

(設立の登記完了の届出)

第7条 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書（第5号様式）により行うものとする。

(役員の変更等の届出)

第8条 法第23条第1項の規定による届出は、役員変更等届出書（第6号様式）により行うものとする。

(定款の変更の認証の申請)

第9条 条例第3条第1項の申請書の様式は、定款変更認証申請書（第7号様式）によるものとする。

(定款の変更の認証等の通知)

第10条 法第25条第5項において準用する法第12条第3項の規定による通知は、定款変更認証通知書（第8号様式）又は定款変更不認証通知書（第9号様式）により行うものとする。

(定款の変更の届出)

第11条 条例第3条第2項の届出書の様式は、定款変更届出書（第10号様式）によるものとする。

(定款の変更の登記事項証明書の提出)

第12条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更登記事項証明書提出書（第11号様式）を添えて行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第13条 条例第4条の規定による書類の提出は、事業報告書等提出書（第12号様式）によるものとし、同条に規定する書類を添付するものとする。

(事業報告書等の公開)

- 第14条 条例第5条の閲覧又は謄写（以下この条において「公開」という。）は、市民協働部市民活動団体支援室（以下この条において「公開場所」という。）において行うものとする。
- 2 前項の公開の請求は、公開場所に備え付けてある受付簿に所定の事項を記入することにより行うものとする。
- 3 公開日は、藤枝市の休日を定める条例第1条第1項に掲げる日以外の日とする。
- 4 公開時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 5 市長は、公開書類の整理その他特別の理由により必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、公開しない日を定め、又は公開時間を延長し、若しくは短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を公開場所に掲示するものとする。
- （事業の成功の不能による解散の認定の申請書）
- 第15条 条例第6条の申請書の様式は、解散認定申請書（第13号様式）によるものとする。
- （解散の認定等）
- 第16条 市長は、法第31条第2項の規定による解散の認定又は不認定を決定したときは、解散認定通知書（第14号様式）又は解散不認定通知書（第15号様式）を交付するものとする。
- （解散の届出）
- 第17条 法第31条第4項の規定による届出は、解散届出書（第16号様式）により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。
- （残余財産の譲渡の認証の申請）
- 第18条 条例第7条の申請書の様式は、残余財産譲渡認証申請書（第17号様式）によるものとする。
- （残余財産の譲渡の認証等）
- 第19条 市長は、法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証又は不認証を決定したときは、残余財産処分認証通知書（第18号様式）又は、残余財産処分不認証通知書（第19号様式）を交付するものとする。
- （合併の認証の申請）
- 第20条 条例第8条第1項の申請書の様式は、合併認証申請書（第20号様式）によるものとする。
- （情報通信の技術を利用する方法により手続を行うために必要な事項）
- 第20条の2 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の条例で定める電子情報処理組織は、市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等をいう。以下同じ。）をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
- 2 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第6項の条例で定める場合は、申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第3条第5号に規定する書面等をいう。以下同じ。）のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき市長が認める場合とする。
- 3 前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から1週間以内にしなければならない。
- 4 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項の条例で定める電子情報処理組織は、市長の使用に係る電子計算機と処分通知等（情報通信技術活用法第3条第9号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
- 5 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項ただし書の条例で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 前項の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長の定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める方式
- 6 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第5項の条例で定める場合は、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと市長が認める場合とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、条例第15条の2に規定する規則で定める事項については、藤枝市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年藤枝市規則第36号）の規定の例による。
- （合併の認証等の通知）
- 第21条 法第34条第5項において準用する法第12条第3項の規定による通知は、合併認証通知書（第21号様式）又は合併不認証通知書（第22号様式）により行うものとする。
- （合併の登記完了の届出）
- 第22条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、合併登記完了届出書（第23号様式）により行うものとする。
- （清算人の就任の届出）
- 第23条 法第31条の8の規定による届出は、清算人就任届出書（第24号様式）により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。
- （清算終了の届出）
- 第24条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了届出書（第25号様式）により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。
- （検査をする職員の身分証明書）
- 第25条 法第41条第3項の証明書は、身分証明書（第26号様式）によるものとする。
- （聴聞の期日における審理の公開の請求）
- 第26条 法第43条第3項の請求は、聴聞の期日における審理公開請求書（第27号様式）により行うものとする。
- 2 法第43条第4項の書面の様式は、聴聞の期日における審理非公開理由書（第28号様式）によるものとする。
- （電磁的記録の備置きの方法）
- 第27条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の備置きに係る規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。
- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってきた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法
- 2 特定非営利活動法人は、前項各号に掲げる方法により電磁的記録の備置きを行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができるようにするための措置を講じなければならない。
- （電磁的記録の作成の方法）
- 第28条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の作成に係る規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつ

て調製する方法とする。

（電磁的記録に記録されている事項の閲覧の方法）

第29条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録に記録されている事項の閲覧に係る規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

（委任）

第30条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月31日規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第17号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第27号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月11日規則第49号）

この規則は、令和3年6月9日から施行する。

附 則（令和5年1月13日規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄）（抜粋）

最終改正： 令和六年政令第二百九号

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

（解散の登記）

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があったことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

- 2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になった連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなった事項を登記し、登記を要しないこととなった事項の登記を抹消しなければならない。

(清算結了の登記)

第十条 組合等の清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

第十一条から第十三条まで 削除

(登記の嘱託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

- 2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

- 3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

- 4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電

子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による設立の登記の申請）

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

（分割による変更の登記の申請）

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（分割による設立の登記の申請）

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（移行等の登記の申請）

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

（登記の期間の計算）

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

（商業登記法の準用）

第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条までの規定は組合等の登記について、同法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は組合等の登記（第二十八条第六項の登記を除く。）について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

（特則）

第二十六条～第三十二条（略）

別表（第一条、第二条、第六条、第十七条、第二十条関係）

名 称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

附 則（令和六年六月一四日政令第二〇九号）抄

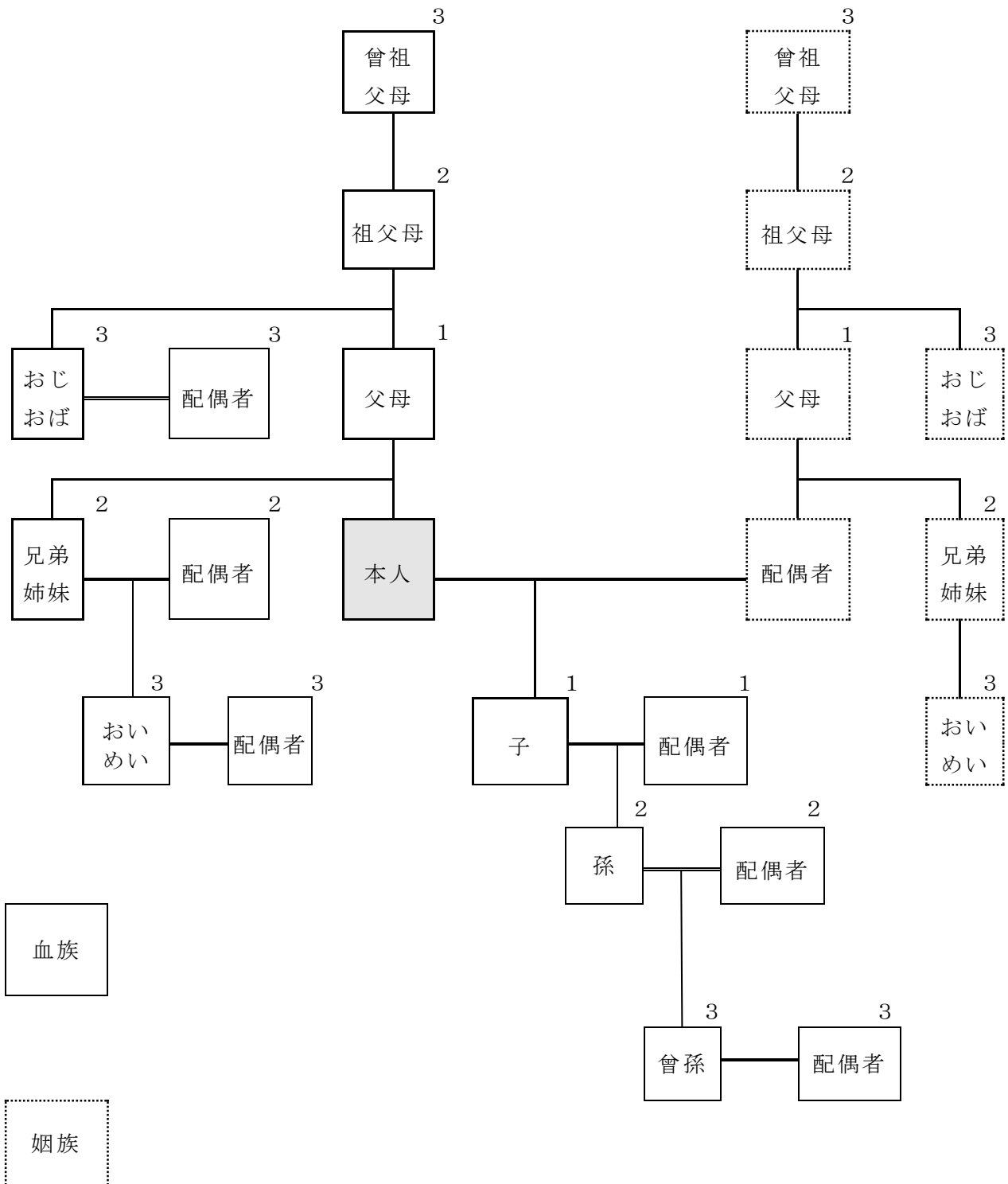
（施行期日）

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

【参考】 商業登記法（組合等登記令第二十五条関係）（抄）

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

役員親族排除規定に係る親族図（3親等の範囲の確認）



非営利活動法人制度 比較表

	一般社団法人	一般財団法人	公益社団法人 公益財団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)
根拠	一般社団・財団法人法		公益法人認定法	NPO法
目的・条件等	公益目的事業、公益事業、収益事業とも可 ただし、剰余金の分配不可		・公益目的事業(23項目の事業で不特定多数の者の利益増進に寄与)を行うことを主たる目的とする一般法人 ・公益認定基準(法5条18項目)	・特定非営利活動(20項目の活動で不特定多数のものの利益増進に寄与)を主な目的とすること ・宗教、政治活動等の制限あり
行政庁等	なし		行政庁＝内閣総理大臣、都道府県知事	所轄庁＝都道府県知事、政令市市長 (法人の事務所所在地で区分) ＊沼津市、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市に認証事務等の権限を移譲
社員等	社員2人以上	設立者1人以上	一般法人に同じ	社員10人以上(常時)
機関	・理事1人以上(理事会設置の場合3人以上) ・監事は理事会設置等の場合1人必置 ・会計監査人は大規模法人で必要 ・社員総会 必置	・理事3人以上(理事会必置) ・監事1人以上 ・会計監査人は大規模法人で1人以上 ・評議員3人以上(評議員会必置)	一般法人に同じ (理事会は必置。役員の親族、特定団体の人数の規制等あり)	・理事3人以上 ・監事1人以上
設立手続	・設立時役員による定款作成 ・公証人の認証 ・設立時の理事の選任、財産の抛却(財団法人)等の手続き ・設立登記		・一般法人設立後、行政庁に公益認定申請 ・公益認定等委員会又は静岡県公益認定審議会の諮問を経て認定 ・認定後、名称変更の登記	・設立総会(定款、役員等) ・所轄庁に法人設立認証申請 ・縦覧期間をへて認証 ・認証後に設立登記
経済基盤	・設立時の財産 不要 ・基金の設置 可	設立時の抛却財産 300万円以上	一般法人に同じ (経理的基盤、技術的能力を有することなど)	・設立時資金 不要 ・基金の設置 規定なし
事業	特段の規定なし		・23の公益目的事業を主に行うこと(公益目的事業比率50%以上)	・特定非営利活動事業 ・その他の事業(特定非営利活動に支障のない範囲で行うことができるが、収益はすべて特定非営利活動へ繰入)
報告書	行政庁への提出義務なし		行政庁に毎年度提出	・所轄庁に毎年度提出、市民への閲覧に供する。
解散清算	・残余財産の帰属は、定款の定めによる(定款の定めがない場合は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議による) ・休眠法人の解散(最後の登記から5年経過) ・債権者保護のための公告は3回		・公益認定の取り消しにより一般法人に ・残余財産は類似事業目的の公益法人等に帰属 ・債権者保護のための公告は3回	・残余財産の帰属先は国、地方自治体、NPO法人、公益法人等から選定 ・債権者保護のための公告は1回
設立までのフロー	<pre> graph TD A[定款の作成] --> B[公証人の認証] B --> C[設立時の理事の選任等の必要な手続き] C --> D[法務局へ登記] D --> E[法人設立] E -- "公益認定申請あり" --> F[一般社団・財団法人として活動] </pre>		<pre> graph TD G[行政庁へ公益認定申請] --> H[審議会等へ諮問] H --> I[審議会等からの答申] I --> J[行政庁による処分] J --> K[認定] K --> L[名称変更登記] L -- "不認定" --> G </pre>	<pre> graph TD M[総会の開催] --> N[所轄庁へ設立申請] N --> O[公告・縦覧] O -- "1か月" --> P[所轄庁の書類審査] P -- "2月以内" --> Q[認証] Q -- "2週間以内" --> R[法務局へ登記] R --> S[法人設立、活動開始] </pre>

非営利活動法人制度比較表（税関係）

一般社団法人・一般財団法人				
税法上の区分	普通法人 (非営利型法人以外)	非営利型法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)
要件等	非営利型法人以外の一般法人	①非営利性が徹底された法人 ・余剰金の分配なし(定款) ・解散時残余財産を公共、公益的団体に贈与すること（定款） ・上記の定款違反行為がない ・親族等である理事数1/3以下 ②共益的活動を目的とする法人 ・会員に共通する利益を図る活動を主たる目的 ・定款等に会費の定め ・主たる事業で収益事業を行わない ・特定個人・団体への剰余金分配なし(定款) ・特定個人・団体への解散時残余財産の帰属の定めなし（定款） ・特定個人・団体への特別の利益を与えた実績なし ・親族等である理事数1/3以下	・公益目的事業(23項目の事業で不特定多数の者の利益増進に寄与)を行うことを主な目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、行政庁から公益認定を受けたもの ・公益認定基準(法5条18項目)	・特定非営利活動(20項目の活動で不特定多数のものの利益増進に寄与)を行うことを主な目的とすること 【認定NPO法人】 *認定期間5年間 ・PST要件の基準 ・実績判定期間2年（経過措置） ・共益的活動割合50%未満 ・適切な運営組織、経理 ・適正な事業活動内容 ・適切な情報公開 ・法令違反等の事実がない ・設立から1年超経過、2事業年度終了
法人税	・すべての所得に課税 ・法人税率23.2%(所得800万円以下は15%)	・収益事業による所得に課税 ・法人税率23.2%(所得800万円以下は15%)	・公益目的事業以外の収益事業による所得に課税 ・法人税率23.2%(所得800万円以下は15%)	・収益事業による所得に課税 ・法人税率23.2%(所得800万円以下は15%)
地方法人税	基準法人税額×10.3%を法人税と同時期に申告・納付			
法人県民税等	○法人県民税均等割 年額21,000円 ○法人市町民税均等割年額50,000円 ○法人県(市町)民税法人税割、事業税は、すべての所得に課税	○法人県民税均等割 年額21,000円 ○法人市町民税均等割年額50,000円 ○法人県(市町)民税 法人税割、事業税は、収益事業による所得に課税	○法人県民税均等割 ・収益事業を行わない場合減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額21,000円 ○法人市町民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額50,000円 ○法人県(市町)民税法人税割、事業税は、公益目的事業以外の収益事業による所得に課税	○法人県民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額21,000円 ○法人市町民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額50,000円 ○法人県(市町)民税法人税割、事業税は、収益事業による所得に課税
登録免許税	課税対象 ○主たる事務所の所在地 ・設立登記は6万円 ・役員変更登記は1万円 ○従たる事務所の所在地 ・設立登記は9千円		非課税	非課税
みなし寄附金	適用なし		適用あり (収益事業に属する資産から、公益目的事業のために支出した金額を寄附金とみなす) 損金算入限度額＝公益目的事業の実施に必要な金額又は所得の50%のいずれか多い額	適用なし ※認定NPO法人のみ適用あり (収益事業に属する資産から、収益事業以外の事業のために支出した金額を寄附金とみなす) 損金算入限度額＝所得の50%又は200万円のいずれか多い額
寄附を行った者に係る税制	○個人が寄附した場合 ・寄附金控除なし ○法人が寄附した場合 ・一般寄附金の損金算入限度額 (所得金額の2.5%+資本金等の額の0.25%)×0.5		○個人が寄附した場合 ・所得税 「寄附金額-2,000円」を所得金額から控除 (寄附金控除(所得控除):寄附者の所得金額の40%を限度) 又は「(寄附金額-2,000円)×40%」を所得税額から控除 (寄附金特別控除(税額控除):寄附者の所得金額の40%、所得税額の25%を限度)のいずれかを選択(一定要件あり) ・県市町民税 県又は市町の指定された法人への寄附に対し、控除 (寄附金額-2,000円)×税率(県4%、一般市町6%) (寄附金額-2,000円)×税率(県2%、指定都市8%) ・相続税、譲渡所得等の非課税 (公益目的事業の用に供する財産、相続財産を寄附した場合) ○法人が寄附した場合 一般寄附金の損金算入限度額に加え別枠の限度額あり (所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%)×0.5	○個人が寄附した場合 ・寄附金控除なし ○法人が寄附した場合 ・一般寄附金の損金算入限度額

*詳細は、課税機関（税務署、県財務事務所、市町税務担当課）にお問い合わせください。
*税率は、マニュアル策定時のものを掲載しています。最新の税率は、課税機関にお問い合わせください。

特定非営利活動法人(NPO法人)事務の手引
令和7年6月発行

藤枝市 市民協働部 市民活動団体支援室
〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1

TEL 054-643-3274

FAX 054-643-3327

e-mail: siminkatsudo@city.fujieda.shizuoka.jp